目　次

第１　はじめに…… **3**
第２　概要…… **5**
1　参加者…… 5
2　調査スケジュール…… 5
3　ノルウェーという国…… 5
第３　ニルス・クリスティ教授…… **11**
1　犯罪学者ニルス・クリスティ（Nils Christie）……11
2　ノルウェーでのニルス・クリスティ教授の話……11
第４　ノルウェーの刑事政策…… **15**
1　司法制度　～　法務警察省立法局……15
2　ノルウェーの刑事政策　～　法務警察省矯正局……18
3　若年犯罪者の処遇について　～　法務警察省警察部門……26
4　国家調停サービスについて　～　国家調停委員会（法務警察省民事局）……30
第５　ノルウェーの刑事政策を支える諸制度，団体…… **37**
1　被害者の権利　～　健康保険セクター……37
2　法律扶助　～　オスロ大学犯罪学研究所教授……43
3　クロム　～　オスロ大学犯罪学研究所教授……45
4　ユスブス　～　オスロ大学法学部生……49
5　弁護士会　～　ノルウェー弁護士会……56
第６　刑務所訪問…… **61**
1　ドランメン（Drammen）高セキュリティ（閉鎖）刑務所 ……61
2　セム（Semb）閉鎖刑務所 ……65
3　ベルグ（Berg）低セキュリティ（開放）刑務所 ……71
4　サンダカール（Sandaker）開放刑務所（ハーフウェーハウス）……76

～調査団員の感想「社会福祉と一体となった行刑制度」～ ……82
～参考「ノルウェー矯正サービス」……84

第1　はじめに

日弁連第54回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会
委員長　　加　毛　　修

死刑問題については，2004年に宮崎市で行われた日弁連第47回人権擁護大会シンポジウム第3分科会で「21世紀日本に死刑は必要か　―死刑執行停止法の制定と死刑制度の未来をめぐって―　」というテーマで実施した。その後，日弁連は，引き続き死刑執行に対する抗議を行い，全国各地で死刑を考える企画を実施し，死刑執行停止法案を作り，死刑事件弁護の検討を重ねてきた。しかし，残念ながら，死刑執行停止はいまだに実現していない。逆に，誤った事実認識に基づいた厳罰化政策が進められ，死刑判決も異常に増えている。そうした中で，裁判員裁判が本格化し，死刑求刑事件では，死刑判決，死刑回避判決，無罪判決が出されてきた。しかし，裁判員に対して刑罰の内容と目的がしっかり説明されているのか否か，極めて疑問である。

今年10月6日に高松市で行われる日弁連第54回人権擁護大会シンポジウム第1分科会のテーマは「私たちは『犯罪』とどう向きあうべきか？　―裁判員裁判を経験して死刑のない社会を構想する―　」である。今回は，刑罰の本質を考えることにより，人の命を奪う死刑制度は，罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を否定し去るものであって，死刑は廃止することが望ましいものではないかと問題提起するものである。

ヒントとなったのは，NHKテレビで放映された「未来への提言　犯罪学者ニルス・クリスティ～囚人にやさしい国からの報告」という番組であった。刑罰は更生と社会復帰であるという理念を，文字どおりに実践しているノルウェーの刑事政策の現場映像は衝撃的であった。これを参考にして，私たちのあるべき社会を考えよう，そして，あるべき社会から死刑を含む刑罰の在り方を考えていこう，ということになった。

こうして，2011年5月23日から27日まで，実行委員会はノルウェーに調査に行った。オスロ大学犯罪学研究所でニルス・クリスティ教授のお話を聴き，シンポジウムへの御出席を快諾していただいた。クリスティ教授の根底にあるのは「全ての人間は人間である」という考え方である。犯罪を犯した人を人間ではない別のものとみることにより，隔離，抹殺ということが肯定されていたのではないか，という問いかけである。クリスティ教授の，穏やかで豊かな表情と豊かな声量のお話には，思わず引き込まれてしまった。

そして，受刑者自身が刑務所改革に関わるKromの活動，中に高校の単位が取得できる学校があり，外部に通勤できる「閉鎖刑務所」，通勤・通学ができ，職業訓練をする「開放刑務所」，受刑者が街中で社会生活できる「ハーフウェーハウス」など多くを学んだ。ノルウェー法務・警察省では，多くの若いアドバイザー（行政に対する内部の専門家助言者）から，ノルウェーの刑事司法と刑事政策の現実を，問題点を含めてお話しいただいた。

ノルウェーでの調査により，刑罰についての考え方の違いが明らかとなり，この調査は我が国の刑罰の在り方にも重要な示唆を与えるものである。

最後に，今回のノルウェー調査に際して，短期間に適切な調査をセットしていただき，

調査にも同行していただいたリル・シェルディンさん，ノルウェー法務警察省，ノルウェー弁護士会，オスロ大学，国家調停委員会及び各刑事施設を始めとして，大変多くの方々のご好意あふれるご協力により，当初の予想をはるかに超えた成果を上げることができました。

ここに，関係各位の皆様に心から感謝申し上げます。

（追伸）

この原稿を投稿した後である 2011 年 7 月 22 日にノルウェーで連続テロ事件が発生し，77 人が死亡した。

この事件の報に接し，当初，語るべき言葉が見つからなかった。余りにも卑劣で残虐な事件であり，筆舌し難い悲しい事件である。亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りし，ご遺族及びノルウェー国民に対し，謹んで哀悼の意を表する。

ノルウェーは，かつて，第二次世界大戦中，ナチスドイツによる侵略と支配により，大量虐殺に関与することを強いられた。しかし，ノルウェーは，現在，自然豊かな裕福で平和な国家であり，寛容の精神を大切にし，社会福祉がいきとどいた成熟した民主国家である。

このテロ事件について，ストルテンベルグ首相は「我々の民主主義，そしてより良き世界への理想を破壊することはできない」と発言し，オスロ国際平和研究所のハープウィケン所長は「国民は，テロのために寛容な精神を犠牲にすることは受け入れないだろう」と発言している。

今回の人権大会シンポジウムにおいて，ニルス・クリスティ教授の特別講演があるが，同教授の「全ての人間は人間である」との理念は普遍的な真理であり，ノルウェーの社会福祉及び刑事政策の理念は，本件事件においてもいささかも揺るがないものと確信している。

第２　概要

１　参加者

加毛修（第一東京，団長），山田有宏（東京），中村治郎（同），新倉修（同），湯山孝弘（第一東京），田鎖麻衣子（第二東京），角替清美（静岡），三上孝孜（大阪），堀和幸（京都），小林修（愛知），中村有作（岡山），岩橋英世（福岡），安西敦（香川県）

以上総計 13 名

２　調査スケジュール（日時は現地時間）

2011 年 5 月 23 日　オスロ大学犯罪・法社会学研究所（オスロ市内）
24 日　ドランメン，セム，ベルグ各刑務所訪問（オスロ市近郊）
25 日　法務警察省，国家調停委員会（オスロ市内）
26 日　法務警察省，サンダカール刑務所訪問（オスロ市内）

３　ノルウェーという国

(1) ノルウェーはスカンジナビア半島の西側，ヨーロッパの国々の北端に位置し，南北に長い広大な国土を有し（南北約 2500km，東西の幅は約 6km から 700km），面積はおよそ 32 万 5000km²，人口はおよそ 450 万人であり，広大な国土に極めて少ない人口が居住している国であるといえる。

(2) ノルウェーの首都であり，最も大きい都市であるのはオスロである。

(3) ノルウェーは高い生活水準かつ資源豊かな国として，読み書き能力，教育，平均寿命，GDP においてリストの上位に挙がる。

(4) ノルウェーは立憲君主制を採っており，国王ハーラル 5 世は，主に，イェンス・ストルテンベルグ首相率いる内閣を通じて行政権を行使するが，内閣はノルウェーの国会であるストーティングの信任に依拠している。

(5) ノルウェーは 2 度ヨーロッパ連合への加盟を拒否しているが，欧州自由貿易連合のメンバーにはなっており，通貨はノルウェークローネであり，1 ポンドはおおよそ 10.15 クローネである。

(6) ノルウェーにおける死刑廃止に至る経緯等

① ノルウェーでは，16・17 世紀に魔女狩りが行われ，300 人もの人が火刑で命を奪われた。1687 年にクリスチャン五世の法典では，幾つかの犯罪に死刑を法定していたし，生命を奪う拷問も認められていた。17 世紀末まで行われていた大量の死刑は，18 世紀ごろから少なくなり，多くとも年間数人から数年に 1 人だった。1815 年には，残虐な執行方法が禁じられたが，斧による斬首刑と銃殺刑という執行方法は残っ

た。

通常犯罪に対する最後の死刑執行は，1876年2月25日に殺人罪で死刑判決を受けたクリストファ・ニルセン・シュバルツベッケン・グリンバレーに対して行われ，その執行方法は斬首であった。その後，死刑をやめて終身刑に移行する動きとなり，モラトリアム時代が続いた。そして，1902年5月22日の普通刑法典により，施行日を1905年1月1日として，謀殺及び通常犯罪に対する死刑が廃止された。その当時の国内世論は，当初，賛否両論があった。死刑廃止に賛成の人は，「生きる権利は人間の基本的権利であり，国家がそれを奪ってもいいのか」と言い，死刑廃止に反対の人は，「死刑を廃止すると，犯罪を防ぐ力が弱まる」と主張した。

戦時において死刑を犯罪防止の手段に使うことは意味があったが，戦争を離れて日常の世界に戻ると，ノルウェーの殺人事件のほとんどは怨恨などから起きており，無差別殺人のような事件はなかった。そこで，死刑は殺人事件を防ぐ手段としては意味がないと考えられた。

残された戦時の死刑は，国家への反逆や，（敵に内通する）スパイ行為や市民の殺害について適用された。第二次世界大戦中，ノルウェーはドイツに占領され，傀儡政権が樹立された。この時，ドイツに協力した傀儡政権の首相ヴィドクン・クヴィスリングは，1945年5月9日に死刑判決を受け，1945年10月24日に銃殺刑が執行された。同じく，ドイツの占領中に行った反逆及びその他の凶悪な戦時犯罪で有罪とされた24人が処刑され，その最後の処刑は1948年8月29日であった。この死刑執行に関しては，法的には1945年だけ死刑が臨時に復活したことになり，一部の人間を死刑にするためだけに長年廃止されていた死刑を復活させたという政府の行為に対しては現在でも批判がある。

② その後，1979年に全ての犯罪について死刑は廃止された。その時，政府は，死刑の全面廃止を議会に提案する際に，死刑は非人道的な刑罰であるので，人道的立場から死刑に反対するという基本的立場をとり，その他に，国が人殺しを禁じておきながら死刑で人を殺すのは矛盾があるということ，及び無実の人を誤って死刑にしてしまうおそれがあることを死刑廃止の付加的理由とした。その上，全世界でこの種の刑罰の廃止を進めている国際的な活動に寄与するであろうと述べた。議会では，85人の議員が死刑廃止に賛成し，49人が反対票を投じた。

③ 1979年に完全な死刑廃止をしたとき，様々な機関やNGOなどからヒアリングをした結果，基本的人権尊重の声の高まりがもっと大きくなり，戦時も含めての廃止が決まった。戦時に限れば死刑は犯罪防止に意味があるのではないかという声の反対意見もあったが，基本的人権を重視すべきだという意見がそれを凌駕した結果，全ての死刑が廃止された。

④ 現時点で死刑復活を望む世論はどのくらいあるかという点について，法務警察省は，そのようなデータをとっていないので不明である。死刑復活を望む意見を見つけるには相当な努力を要する。また，マニフェストに死刑復活をうたっている政党は一つもない。

⑤ 欧州評議会では「死刑をなくしていこう」という緩やかなルールづくりの流れがあり，（その一環として）ノルウェーはEuropean Convention on Human Rights（欧州

人権条約）第6議定書を1988年に批准している。この条約を批准している以上，ノルウェーは，EU（欧州連合）加盟国ではないが，死刑を復活させることは非常に困難である。なお，2009年にコンゴ民主共和国で2人のノルウェー人が死刑の判決を宣告されたが，コンゴ民主共和国ではここ10年死刑の執行はないようである。

⑥　憲法には死刑に関する規定はないので，死刑を復活するために憲法改正は必要ではないが，前項のとおり，国際的な取り決めとしての死刑廃止の条約を批准している以上，死刑復活は非常に困難である。

⑦　ノルウェーでは，刑事罰の最高刑は懲役21年であり，終身刑はない。この点で，死刑廃止に代わって終身刑を導入すべきだという意見もなかった。確かに，懲役21年は軽すぎるので有期懲役刑の期間を長くすべきではないかという長い議論が1980年代からあった。具体的には，凶悪な殺人や深刻な性犯罪について，最高刑を30年に引き上げるべきだとか，戦時の犯罪の最高刑を懲役30年にすべきだとかの意見はあるが，終身刑を導入すべきだという議論はない。

⑧　日本では理由の分からない無差別殺人事件が時々起こる。ノルウェーでも全くないとは言い切れないが，年間25～40件発生する殺人事件を統計的にみると，恨みや嫉妬など近い人間関係の感情に起因する事件がほとんどである。

⑨　日本では，殺人事件の被害者の遺族が犯人を死刑にしてほしいとメディアなどで訴えることがあるが，ノルウェーでは犯罪が発生すると犯罪者と被害者・家族を守る二つのシステムが同時に働く。被害者・家族には，弁護士を雇い，加害者に補償を請求し，法廷に参加する権利を与えられるだけである。

⑩　ノルウェーでは，被害者の遺族が犯人の死刑を望んでいるといった新聞報道はなされない。死刑のないノルウェーでも，もしかすると被害者遺族はそう言っているかもしれないが，メディアには被害者遺族を守るという倫理的な規範があり，メディアに露出することを防ぐ自主規制が働く。

⑪　被害者遺族に感情的な言動があっても，そのまま報道するのではなく，落ち着いた報道をすることが被害者家族を守ることだという姿勢があるので，そのような報道がないのかもしれない。

もう一つ，ノルウェーのジャーナリズムは，容疑者が犯人であることがどんなに明らかな場合でも，逮捕された時点ではなく，法廷で有罪が確定するまで犯人とみなさない。したがって，容疑者を責める言動が被害者遺族にあっても，そのまま報道しない。そうしたジャーナリズムの倫理観があって自主的な報道規制が働いているのだと思われる。

一般社会や犯罪学の中では，法廷での公正な裁きが重視されているので，裁判に至る前にいろいろなことを報道して事前の知識や感情を与えることによって裁定にバイアスを与えることを防ぐ目的もある。

ノルウェー社会の考え方を表すシンボリックな事件が数年前にあった。オスロ市内の市電で，行きずりの若者が1人殺された。犯人は移民で精神病を患っていた。移民をどう処遇すべきか，精神疾患を持つ人をどうケアすべきか，みんなで議論した。どうしたらそのような人を社会にスムーズに受け入れ，犯罪を防止できるか，という視点の議論になった。その際，どのくらいの刑罰に値するかとか，被害者・家族の気持

ちはどうかといったことは一切焦点にならなかった。

⑫　犯罪被害者に対する公的な救済制度について，被害者に対する補償能力が犯罪者になければ，国家から拠出するための基金がある。また，精神的なケアは自治体が責任を持って行う。

⑬　基本的な生きる権利を認めることが，死刑廃止の一番の眼目である。それは同時に，国家が行使する暴力を小さくすることにつながっている。国家による殺人を認めてしまうと，何でもありになってしまうおそれがある。国家の権力を社会がチェックし，抑止することが大事である。参審員制度も，国家の持つ権力を一般市民が抑止し，監視することにつながっている。

⑭　ノルウェーが国家の暴力を抑制している社会であることを物語る例に警察官の姿がある。街頭で見かける警察官は銃を持っていない。もちろん，凶悪な殺人事件や人質を取った立てこもりのような暴力事件があれば，警察官は武器を持って駆けつける。しかし，ふだんは武器を持たないことがノルウェー警察の大事な原則になっている。

⑮　日本では死刑容認の世論が85.6％あるが，基本的人権を大事に考えるノルウェー人としては驚きである。世論調査の数字はバイアスがかかることがあり，質問の仕方によって人々の意見は揺れ動くものである。新聞の見出しをそのままうのみにすることはできない。

　ノルウェーの参審員制度を参考にして日本に裁判員制度が導入され，市民が裁判員になることで，こうした世論が今後どのように変わっていくか，興味がある。いろいろなことが話題になり，法廷内の議論が透明性を持ってくれば，いろいろな変化がこれから起きてくるのではないか。

⑯　社会は犯罪にどのように向き合うべきかという点に関し，犯罪全体を考えたとき，犯罪者のケア，再犯の防止が一番大切なポイントである。再犯防止の観点から考えると，犯罪は個人的なことであると同時に，社会的なものでもある。

⑰　刑罰を与える目的は同じ犯罪を繰り返さないこと，社会の混乱を防ぐことにあり，罪を犯した人に対する報復を優先するべきではない。100年前まではどこの国でも報復が処罰の大きな目的であった。ノルウェーもこの100年で再犯防止，社会の混乱の防止という方向にシフトしてきた。

⑱　本年7月22日午後3時半（日本時間同日午後10時半）頃，ノルウェーの首都オスロ中心部の官庁街で大きな爆発があり，爆風などで首相府などの窓ガラスが割れ，一部の建物が崩落，石油エネルギー省など複数のビルで火災が発生し，多数の死傷者が出た。その上，その約2時間後に，オスロ郊外のウトヤ島で行われていた与党・労働党の青年集会で銃が乱射され，ここでも多数の死傷者が出た。この爆弾及び銃による連続テロで総数77人が犠牲となった。この事件後，ノルウェーでは，最高刑である禁錮21年は軽過ぎるとして，この事件を起こしたとされているアンネシュ・ブレイビク容疑者（32）に対して，死刑や終身刑の適用を求める声が広がり始めている。しかし，ノルウェーでは1979年に死刑が全廃されており，どんな重罪でも収監は原則21年までとなっている。これについて，インターネット上の交流サイト「フェイスブック」では「多くの罪なき人を殺したブレイビクに生きる資格はない。死刑を」との意見が書き込まれ，同月24日までに1783人もの賛同者を集めた。

パレス

オスロ港風景

オスロ市街

ノーベル平和センター

参考文献
・「北欧現代史」山川出版社
・「司法改革への警鐘―刑務所がビジネスに―」ニルス・クリスティーエ著　信山社
・「死刑と人権　～国が殺すとき」アムネスティ・インターナショナル編　辻本義男訳　成文堂
・「犯罪防止に死刑は意味がない」（季刊　北方圏　Vol 151）ノルウェー王国大使館ドッテ・バッケ一等書記官・テロ事件に関する新聞記事

第３　ニルス・クリスティ教授

１　犯罪学者ニルス・クリスティ（Nils Christie）

2009 年 10 月に NHK で放映された“未来への提言”「犯罪学者ニルス・クリスティ～囚人にやさしい国からの報告～」は，私たちに衝撃をもたらした。この番組は，「刑務所に拘禁される囚人数が世界的規模で増え続けている。米国ではこの 40 年で 6 倍，日本でも倍増している。厳罰化がもたらしたこの“囚人爆発”という現象に警鐘を鳴らし『このままでは犯罪は減るどころか治安悪化の一途を辿り社会は崩壊する』と訴えるノルウェー・オスロ大学法学部教授の犯罪学者，ニルス・クリスティ氏に話をうかがう」として始まり，「クリスティ教授は世界中の刑務所を訪れ，どんな人たちが，何を背景に罪を犯したかについて調査し，囚人増の社会的背景を探り続けてきた。その結果，『囚人の大半は失業者や障害者など社会からの“逸脱者”であり，厳罰化は，彼らを刑務所に隔離することで“平和な社会”を享受しようという中産階級の世論が司法に反映した結果にすぎず，犯罪抑止にはつながらない』と指摘。犯罪を減らすのに重要なのはまず，全ての市民が裁判に参加し，“逸脱者”の実態を知り，社会秩序を維持するために何をなすべきかを考えることだと訴える。」としている。

ニルス・クリスティ氏は，1928 年にオスロで生まれた社会学者，犯罪学者で，1966 年以来，オスロ大学教授である。龍谷大学法科大学院の石塚伸一教授によれば，クリスティ教授は，1970 年代には，「アボリショニズム（刑務所廃止論）」の首唱者であり，北欧犯罪学派の旗手として，世界の犯罪学をリードしてきた。その主張の特徴は，暴力的な犯罪対策を鋭く批判し，人間と地域社会を大切にする刑事政策を提唱するところにあり，厳罰主義的傾向を強くしてきた刑事政策の代替策として，世界の犯罪学の注目が集まっている，とのことである。クリスティ教授の著書は多くの国で翻訳されており，我が国でも，「刑罰の限界」（1981 年），「司法改革への警鐘―刑務所がビジネスに」（2002 年），「人が人を裁くとき―裁判員のための修復的司法入門」（2006 年）が出版されている。

この NHK の番組に触発され，私たちは，シンポジウム第 1 分科会のテーマを考えるに至った。そこで，何としてもシンポジウム当日にニルス・クリスティ教授に来ていただきたい，そして，シンポジウムの内容を充実させたい，ということで，私たち実行委員会の委員はノルウェー調査に向かった。

２　ノルウェーでのニルス・クリスティ教授の話

(1) オスロ大学犯罪学研究所

2011 年 5 月 23 日，私たちは，予定の午前 10 時より 30 分ほど早く，指定されたオスロ大学犯罪学研究所に到着した。ちょうどニルス・クリスティ教授も，本格的なサイクリングヘルメットを着用し，自転車で同研究所に来られたばかりであった。早速，2 階の落ち着いた雰囲気の会議室に案内された。クリスティ教授は，私たちを窓辺に呼び，「あれが王宮です」「あれが世界一のスキージャンプ台です」などと言って，気さくに案内してくれた。私たちは，改めて，緑の山々に囲まれた美しいオスロの街を見下ろした。

(2) 最初のやりとり

クリスティ教授は，東日本大震災を大変深刻に受け止めており，その中で，皆さんがしっかりと，落ち着いた行動をとられていることに，社会学者として，敬意を表する，という言葉で話を始めた。そして，ノルウェーの文化を紹介すると言って，堅パンとリンゴを取り出して，これを食べて一日過ごす，デンマークやスウェーデンのようにいろいろなものを食べることはない，と話した。事前の情報では，ノルウェーは，一人当たりのGDPが日本の2倍もある豊かな国であり，世界屈指の福祉国家である。そのノルウェーの意外な一面であったが，豊かだからこそ，贅沢ではない本当の幸せを追求できるのだということを実感させられた。

続いて，クリスティ教授は，犯罪学の専門家として何でも答える準備があるので，私たちに対して，何に関心があるのかを話してほしいと尋ねた。それに応えて，加毛修実行委員長から，今年10月6日のシンポジウムに是非ご出席いただきたいこと，日本の実情を説明した上で，犯罪者の処遇，死刑廃止の犯罪状況への影響，その他の多くの質問に答えていただきたいと話された。クリスティ教授は，シンポジウムへの出席を快く了解した上で，本題に入った。

(3) 死刑制度の根底にあるもの

クリスティ教授は，ノルウェーも日本も殺人事件の数が少ないことから，現在は非常に平和な社会だということを確認した。その上で，ノルウェーは，ずっと平和な状態であったわけではないとして，第二次大戦中のドイツ占領下のノルウェーに存在した強制収容所の例を挙げて，死刑制度の根底にある思想問題について話された。

＜クリスティ教授＞

1942年，ノルウェーの北部に，ユーゴスラビアから900人の囚人が連れてこられた。ヒトラーの「夜と霧の作戦」の結果，強制収容所が作られたのだ。そのうち戦後も生き延びた人は250人のみであった。後に，その強制収容所では多くのノルウェー人刑務官・看守が使われていたということが分かった。我々にとっては非常に道徳的なショックであった。この平和な国家において，そのようなことがどうして起きるのであろうかと。

当時，社会学の学生であった私は，アンデナス教授から「どんな人が人を殺せるのか調べてみないか」と言われて，研究することになった。私は，強制収容所で働いていたノルウェー人にインタビューした。殺害に関与した50人と関与しなかった300人がいた。私は「なぜ殺したのか？」とは聞かず，「このユーゴスラビアから連れて来られた人々というのはどういう人々だったのか？」と聞いてみた。すると，見事に，全然違う二つの像が浮かんできた。

ドイツ軍の司令官たちは「このユーゴスラビアから連れてこられた人々というのはバルカン半島から連れて来られた野生動物だ」と言い聞かせていた。そのため，ノルウェー人も「バルカンでは人が殺しあっている。強制収容所にはそういう野生動物がいるだろう」と思っていた。そして，強制収容所はひどい状況にあり，トイレはなく，体を洗う可能性もなかった。被収容者たちはひどい臭いがしており，傷には臭い膿もたまって

いた。目の前にパンが一箇落ちていると，仕事を放り出してパンに飛びつくという状況だった。しかし，そういう状況を見ても，そういう状況に置かれているからそうなのだと理解する人たちもいた。

私は，偶然，生き延びたユーゴスラビア人に会って話を聞くことができた。彼は，港でノルウェー語・ドイツ語の辞書を拾った。ユーゴスラビアで教師をしていた彼は，ドイツ語ができたので一生懸命に勉強した。6月頃で白夜であり，明るい夜に彼はノルウェー語を勉強することができた。その結果，彼の命を救う出来事が起きたのだ。

彼らは，銃を持つ２人の看守に監視され，道路建設工事に駆り出されていた。彼らは死を覚悟していた。１人の看守がもう１人に「お前マッチもっているか」ときいたところ，もう１人の看守は「持っていない」と答えた。そのときに，そのユーゴスラビア人がノルウェー語で「私はマッチを持っている」と突然言ったのだ。その一言を言ったがゆえに彼の命が助かった。それまで，看守たちはずっと，ユーゴスラビアの人々を，言葉も喋ることができない，何も意思を伝えることができない，そういう野生動物，しかも危険な野生動物の集団だと思っていた。それが，突然，ノルウェー語を話すことができる人間になったのだ。看守たちに「私は，いつも人を殺したりしないじゃないか」「ノルウェーでは人殺しなんてしないじゃないか」という通常の価値観が動員された。こうして彼は殺されずにすんだ。

強制収容所で働いていたノルウェー人の話を聞いたとき，殺害に関与したグループの人はユーゴスラビアから連れて来られた囚人たちの家族の写真を見たことがない，どういう人達だったのか知らない，と言っていた。それに対して，殺害に関与しなかったグループの人は，家族の写真を見たり，夜中に歌っているのを見たり聞いたりして，ユーゴスラビアの人々を身近な人間として見るようになっていった。

これこそが，私は，死刑を語るときに最も重要な，本質的なことではないかと思う。人が人を殺すときは，自分と共鳴できない，理解できない人を殺す。そういう人は殺しやすい。そうであれば，その人が，訳の分からない人間ではなく，自分と同じ人間なのだと分かった瞬間に，普通の平和的な生活をしている普通の感覚が戻ってくる。人が親しくなっていくと，私たちは人間として認識され，ほかの人も人間として認識される。人間が互いに傷つけ合う野生動物だなんていうのは真実ではない。これが，犯罪学者としての私の経験の中核をなすものだ。

これは弱肉強食の考え方に反するものだ。人間の進化を一番強い者の進化とみる代わりに，私たちは，どのような社会的仕組みが，人々が互いに協力することを可能にするのかを見るべきだ。日本は，いろいろな方法でこれを行う能力があるのではないか。

ノルウェーの人々は，幼すぎるほど人を信用しすぎると新聞に書かれている。これは美しい，誇りに思うことだ。私たちは，ヨーロッパで一番人を信頼する国だ。

我々は，平等主義的要素を社会に残そうと努力している。なぜなら平等主義的な性質は相手を見ることを可能とするからだ。

(4) 最後に

第二大戦後ノルウェーは何人かの死刑を執行している。しかし，処刑することがだんだんと苦しくなり，とうとう処刑できなくなった。そして，死刑執行はなくなった。死

刑とは人を殺すことだが，拘禁もその人の一部を殺すものだと考えている。その人の人生の一部を殺すものだ。

日本は拘禁率が非常に低く（10 万人に 61 人），ノルウェーよりも低い（10 万人に 70 人）ということらしい。びっくりしたが，素晴らしいことだ。我々も見習うべきものである。

刑罰とは文化や価値観の問題である。拘禁率は犯罪発生率の問題ではなく，国の考え方，政策の問題なのである。

ニルス・クリスティ教授

第４　ノルウェーの刑事政策

１　司法制度

(1) ノルウェーの刑事司法制度の概略について

① ノルウェーの刑事手続における当事者の関わり方とその役割については，ドイツに代表される大陸法型の職権主義（糾問主義・包摂型）とイギリスに代表される英米法（コモン・ロー）型の当事者主義（弾劾主義・対立型）の両方の影響を受けている。検察官は，英米法型で捜査を指揮し，極めて広範な裁量権があり，起訴を独占している。公判においては，有罪獲得のための立証責任と証拠提出責任を負っている。

弁護人は，被疑者・被告人の弁護人依頼権に基づいて選任され，無罪を含むあらゆる主張及び証拠提出活動並びに公判における証人尋問権を行う。欧州人権条約上の証拠開示請求権もある。

裁判官は，裁判手続を統括している。英米法型の交互尋問において，弁護人側の尋問が少ないわけではないが，裁判官は英米法型より積極的な役割を果たしている。すなわち，証拠提出について，検察官ばかりか裁判官も一定の制限はあるが，証拠提出命令を出すことができる。積極的実体的真実主義に従って証拠あさりをすることは許されないが，証拠開示命令を出すことができる。検察官の有罪立証に関して裁判官は日本よりもダイナミックに活動するため日本よりも無罪判決が多い。裁判官がその職責を十分に果たしていない場合，裁判官の独立性が厳格に守られているため罷免等はできないが，アピール（控訴，抗告，異議申立等）することにより別の裁判体の判断を求めることができる。裁判官は，日本と異なり，任命されたら終身その任地にいる。

② 裁判体としては，陪審制乃至参審制が採られている。１審は，全事件について，職業裁判官１人と参審員２人の３人で判断される。控訴審は，手続二分論を採っており，事実誤認に関しては，陪審制が採られており，重大な事件に関しては３人の陪審員が有罪・無罪の判断をし，この判断はこれ以上上告できない。量刑不当に関しては，３人の職業裁判官と４人の参審員によって判断され，この判断に対しては，最高裁に上告できる。判断については全員一致を目指すが，他の事件と似た量刑にする必要があるため，職業裁判官が主導するが意見が分かれれば単純多数決で判断されている。最高裁は，量刑の統一性について重要な役割があって様々な方向性を示しているが，職業裁判官はこれを参審員に知らせる役割も負っている。現在，６月に報告書を提出する予定で，検討委員会で議論されているが，その中には，陪審の裁判は理由を示さないので問題であるとして，陪審員制度を廃止する議論（労働党政権の意見）も含まれている。

③ 犯罪被害者の刑事手続における権利と役割については，ノルウェーでも注目されてきているが，基本的には当事者としては扱われていない。捜査ないし公判において，以下のようなある程度の権利が認められている。①代理人依頼権（基本的に国の費用で），②捜査を進めるよう要求する権利，③捜査情報を得る権利などである。しかし，尋問権や証拠提出権は検察官や裁判官の役割であり，当事者性のない被害者代理

人や被害者にはない。DV，虐待等の一定の法定要件を満たした事件について被害者代理人を選任することができ，被害者本人に対する尋問権を被害者代理人が持っているだけである。加害者の尋問などにおいて不適切な尋問等があれば，犯罪被害者をサポートするため裁判官が2次的被害を防止する役割を負っている。検察官側に位置して被害者代理人はバーの中に入って被害者証人を尋問する。被害者自身もバーの中に入りたければ入ることができる。被害者は，意見陳述書を提出することもできる。ノルウェーの辺境地域では，学校の教室や市庁舎の部屋で裁判が行われることもある。その場合，裁判官が検察官と一緒に座ることはないが，その他の座席の位置はいろいろある。

(2) 量刑について

① 量刑手続きについて，自由刑の執行段階において，他の北欧諸国と同様に人道的執行をしている。量刑は低く抑えられ，最高刑は21年である。

死刑については，ノルウェーでは，戦時を除き1902年5月22日に成立した刑法典で1905年1月1日から廃止され，第二次世界大戦中に最後の処刑が行われたが，1979年には，戦時についても死刑が廃止された。現在では，欧州人権条約の追加議定書（第6，第13）に調印しているので，平時と戦時を含めて廃止されているため，法律で復活できなくなっている。

最近，国際刑事裁判所規程（終身刑が上限）犯罪についての刑に合わせる形で人道犯罪や戦時犯罪やテロ行為などの非常に重大な犯罪について30年に引き上げられた。もっと多くの犯罪に拡大する可能性もある。ノルウェーの刑事問題に関する国際協力の一環で欧州国際統一刑法典を作る動きがある。北欧地域の刑法学者が指摘するとおり，他の欧州の国々が厳罰化傾向にあるので，ノルウェーも厳罰化するおそれがある。しかしながら現在の段階では，ノルウェーでは，殺人，強姦，強盗等の凶悪犯罪について21年の拘禁に限定されている。ノルウェーの刑法典の量刑基準はしっかりしたものを定めていない。故意による殺人の場合，10年が基準であった。これを12年とする新刑法典が採択されたが，政府は，施行していない。暴力犯罪，性犯罪，殺人について重罰化を求める世論及び政治家の動きがある。政府は，諸々の深刻な犯罪，例えば深刻な暴力犯罪等について，4年から4年半以上にし，性犯罪ないし暴力犯罪については5年あるいは7年以下にすることができないなど，刑罰の下限を定めようとしている。

② ノルウェーの現在の刑罰制度は，人道主義的及び功利主義的発想にのっとり，社会防衛主義が基本になっていた。例えばホワイトカラー犯罪に関しては，一般予防論の観点から重く処罰する傾向にある。そして，一般予防論が量刑基準に影響を与えている。アンダネス教授（一般予防論の大家・日本の渥美東洋教授が日本でこの考えを紹介している）の主張の影響による。

最近一般予防論に付け加えて，以下に述べる新たな動きがある。すなわち，比例の原則によって，刑罰の均衡を重視する考え方である。常に刑罰の量は，同害報復とは全く違う比例の原則に従う。量刑の基準は犯罪の重大性に応じるとともに，できるだけ下限に近づけるようにしている。現在の政権は，性犯罪や暴力犯罪に対して重罰化

を推し進めようとしている。しかし，学者は，社会復帰処遇に重点を置いた政策を採るよう求めている。第二次世界大戦後から1960年に至る期間，刑種も刑期も社会復帰を目的としたリハビリテーションに重点を置いていたが，1960年頃より一般予防論の観点も導入するようになった。アイディアとして居住を確保し，仕事と教育を提供する刑罰の場面を超えた拘禁を回避する社会復帰処遇が採られている。受刑者の日常生活を維持しながら，監視も可能にするようにしている。性犯罪者や薬物犯罪には，拘禁に代えて，フォローアップと電子監視による監視がなされている。青少年犯罪についても同じように考えられている。

③　別な動きとして，幾つかの非常に重大な犯罪については予防拘禁の動きがある。生命，健康に関する重大な犯罪を行った者に対して，社会の安全を確保するために，社会防衛する観点から刑量が十分ではない場合，21年を超えても5年ごとに裁判所が必要性を検討して，特別施設で拘禁を続けることができる。これによれば，仮放免が少ないため法的には終身刑化することも可能であるが，これまで終身拘禁施設に入れられていた人はいない。これまで168人が予防拘禁に処せられ，2002年から2004年まで，トータルは124人おり，そのうち50歳以上は18人となっている。釈放後，再犯を犯さないでもう刑務所に戻ってこない者も沢山いる。拘禁の目的は，拘禁者について通常の生活を送れるように準備し，支援をすることであり，その為に処遇の個別化が図られている。しかし，これらの人々は，人格，性格など処遇困難者であるため，通常の刑務所の処遇には適さないと考えられている。矯正当局の判断に縛られずに裁判所が独自に判断する。1年ごとに仮放免を求めることができる。しかし，国際機関からこの制度は批判を受けている。

(3)　国際人権法が法の解釈適用及び刑事手続に与える影響について

この20年の間，ノルウェーは，国際人権法の強い影響を受けている。条約はノルウェーにおいて直接に適用され，内部化されているため，立法等を行う際に必ず考慮しなければならない。ノルウェーの弁護士会も最高裁も力があって，国際人権法の導入には積極的である。

法務警察省

リーガルアドバイザー

2　ノルウェーの刑事政策

(1) ノルウェーの地理的状況等

① ノルウェーはスカンジナビア半島の西側，ヨーロッパの国々の北端に位置する。南北に長い広大な国土を有し（南北約 2500km，東西の幅は約 6km から 700km），面積はおよそ 32 万 5000㎢であり，人口はおよそ 450 万人である。広大な国土に極めて少ない人口が居住している国であるといえる。

② ノルウェーの首都であり，最も大きい都市であるのはオスロである。

③ ノルウェーは高い生活水準かつ資源豊かな国として，読み書き能力，教育，平均寿命，GDP においてリストの上位に挙がる。

④ ノルウェーは立憲君主制を採っており，国王ハーラル 5 世は，主に，イェンス・ストルテンベルグ首相率いる内閣を通して行政権を行使するが，内閣はノルウェーの国会であるストーティングの信任に依拠している。

⑤ ノルウェーは 2 度ヨーロッパ連合への加盟を拒否しているが，欧州自由貿易連合のメンバーにはなっており，通貨はノルウェークローネであり，1 ポンドはおよそ 10.15 クローネである。

(2) 拘禁刑の現状

① ノルウェーにおける人口 10 万人当たり被収容者数は，77 人であるが，これを国際的に比較すると（ICPS World Prison Brief, May 2010），最も多いアメリカは 753 人，次いでロシアが 603 人となっている（この両国は二大高拘禁率国家であるが，その傾向は異なっており，ロシアは急激に被収容者人口を減らしているが，アメリカは依然として増加傾向にある。なお，日本は 58 人である）。

② 刑務所人口

ア　2010 年度の平均収容人数は 3704 人であり，収容率は 95.5％となっている。2011 年 5 月現在の収容者の定員は 3830 人である。収容率はおおむね 93～95％と極めて高い水準で推移している。

イ　ノルウェーにおける未決被収容者の数は，2006 年には 569 人であったが，2010 年には 976 人にまで増加しており，平均収容日数（未決拘禁期間を含む）も同様の理由で増加傾向にある。しかし，この増加は外国人被収容者の増加によるものであり，ノルウェー人被収容者のみに限れば，その人口は減少している。

③ 刑期

平均収容日数は 123 日であり，多くは軽微な犯罪で短期間服役し，全体の 71.6％が 90 日以下の刑期である。

(3) ノルウェーの刑事政策

① 刑事制裁の種類

ア　はじめに

現在，ノルウェーで用いられている刑事制裁としては，コミュニティ・センテンス（＝Community Sentence，社会内刑罰）（全体の 7.3％），罰金（55％），条件付き（執行猶予付き）拘禁刑（24％），無条件（執行猶予なし）拘禁刑（24％）があ

り，最も多いのが罰金である（ただし，罰金刑はほかの刑罰に併科されることがあるので，各刑罰の合計は100％にはならない）。ほかにも様々な形態の刑事制裁があるが，それらは条件付き拘禁刑のもとで行われる。2008年には電子監視が導入された。電子監視については，これまで限られた僅かな地域でのみ実施しているため，昨年（2010年）までの実施件数は少ないが，今年に入って対象を拡大しており，件数も増えてきている。ノルウェーにおいては，電子監視は拘禁刑の一種と位置付けられている。

なお，深刻な犯罪を繰り返す人たちに対する特別な制裁として，裁判所が，受刑による効果が上がっていないと判断した場合には，社会に対する危険を考慮して収容期間を延長することができるという制度がある。当該制度が適用されている典型的な例は児童虐待の加害者の場合である。

イ　コミュニティ・センテンス（社会内刑罰）

保護観察部門が実施する大きな刑罰としてコミュニティ・センテンスがある。これは，裁判所が拘禁刑を科す代わりに，一定時間数の社会内での活動を言い渡すものである。伝統的には無償の奉仕活動であったが，6〜7年前に改革を行って，保護観察所が別の様々な活動プログラムを提供できるようになった。社会復帰のためのプログラムへの参加や，精神科医の元へ行くといったプログラム内容が一般的なものである。

保護観察部門はプロファイリングの専門家集団であり，個人のニーズに応じたプログラムを編み出している。保護観察部門は，裁判所の判断の素材となる調査報告書（判決前調査）も作成して提出し，裁判所に重用されている。こうした点からも，刑事司法制度全体の中で保護観察部門が信頼を得ることとなっている。

ウ　条件付き拘禁刑

条件付き拘禁刑の中には，ドラッグコートでのプログラムなどが含まれる。これは，長期間拘禁する代わりに，社会内で処遇プログラムを受けるというものであるが，対象となる薬物依存者の数は非常に限られている。対象者は，薬物に関連した多くの犯罪をしており，裁判所が通常の拘禁刑よりも良い解決になると判断した場合に，ドラッグコートへと送られる。

アルコール等の影響下での自動車運転に対するプログラムという条件付き拘禁刑もある。伝統的には，多くの犯罪者が飲酒運転によって短期自由刑を受けてきたが，犯罪者が自ら抱えるアルコールや薬物の問題を認めている場合，裁判所は，刑務所に送るよりも社会復帰プログラムとして適切だと判断すれば，この条件付き拘禁刑を選択することができる。この場合は保護観察部門が刑の執行に責任を持つ。

エ　無条件拘禁刑

刑事施設は高セキュリティ施設と低セキュリティ施設の2種類あり，両者の間には大きな違いがある。ハーフウェーハウスと呼ばれる施設は低セキュリティ刑務所であり，受刑者は施設から社会内での仕事に出かけたり，学校に通っている。このタイプの施設は刑期の最終段階で用いられるもので，受刑者は，高セキュリティの施設で一定の期間を過ごし，進歩を示した後，低セキュリティ施設へと移行する。刑期の最終段階では，こうした開放型の施設か，あるいは，電子監視による自宅拘

禁という形が採用される。

電子監視も拘禁刑の一形態であり，保護観察部門によって実施される。2008年の導入以後，規模が拡大している。拘禁刑の執行等に関する法律16条では，刑務所外での刑の執行について定めており，刑務所に拘禁されていた人が釈放前に電子監視なしの自宅拘禁刑に付される場合もある。

また保護観察部門では，多くの条件付き釈放（仮釈放）者（その条件は保護観察部門が決定する）を担当している。

(4) ノルウェーの刑事処遇の現状

① 矯正局

ア　矯正制度の理念

矯正局は，以下の諸点を考慮の上，未決拘禁及び刑罰の実施に責任を持つ：

・全ての市民の安全
・再犯を防止するための取組
・犯罪者たちが，自らのイニシアティブで犯罪的な行いを変えられるようにすること

矯正局は刑を執行する責任を負うが，それだけではなく，受刑者が二度と犯罪を犯さないように自主的な社会復帰を促進することによって，国民の安全，再犯の防止を実現していくことを目的とする組織である。

イ　矯正局の組織

矯正行政の中心を担う法務省については，数年前，組織改革が行われ，幾つかの部局がより独立性の高い組織とされた。例えば警察は依然として法務警察省の一部ではあるが，警察それ自体が巨大な一部門となっている。また司法行政はトロンハイムに置かれている。しかし，矯正行政は依然としてここ矯正局で行われている。

全国を六つの管区（北部，東北部，西部，東部，南部，南西部）に分けた上で，中央管理部門をオスロに置いている。これについては長年にわたり議論が重ねられてきた。

現在，全国に50か所の刑務所があり，44か所の保護観察所がある。オスロには矯正職員の教育施設（スタッフ・アカデミー）があり，全ての矯正職員は最低2年間，ここでの研修を経なければならない。また別途，情報通信技術部門を置いている。最も小さい北部の刑務所では12人，オスロ刑務所は392人を収容している。

ウ　矯正局のスタッフ

(ア) 刑務所の職員数は約3400人，保護観察所の職員数は約300人で，スタッフ・アカデミーと情報通信部門には，研修生も含めて450人がいる。そのほか，矯正局の職員ではないが，医師，歯科医，教師，図書館司書，心理学者など様々な専門家が刑務所で働いている。これは，ノルウェー矯正局のサービスの特徴でもある。かつては全ての専門職が矯正職員として働いていた。しかし，被収容者は刑務所外の人々と同等の権利を享受するように制度改革を行い，現在のようなシステムをとるようになった。したがって，例えば医療や教育を司る省庁が，自ら直接，被収容者に対しても責任を負うことになっている。これにより，政府内部での緊密な協力関係が必要になった。

(ｲ) スタッフ・アカデミーには，毎年約180人が新規に入所し，矯正現場で働く職員は全てここでの研修を経る必要がある。矯正職は人気が高く，採用試験においては5人に1人しか合格できない。採用段階では厳しいスクリーニングを行い，学業成績だけではなく，人格面・資質等も審査する。刑務所での仕事は特殊なものであり，それに適切に対応できる人を選定している。ノルウェー矯正局は，世界でも最も優れた研修を行っていると自負している。

(ｳ) 刑務所でなされる様々な仕事のなかで，矯正職員は被収容者の社会復帰にとって，最も重要な役割を担っている。刑務所では，1人の職員が数名の被収容者を担当する，パーソナル・オフィサー制度をとっている。その職務において最も大切な要素は，職員と被収容者の間の信頼関係であり，職員はある種のメッセンジャーとして様々な可能性を被収容者に伝え，また，社会復帰のための処遇を直接担当する。こうした社会復帰処遇や，関連するマネジメントの技術等については，職に就いた後に，更にスタッフ・アカデミーでの研修を積むことになる（なお，保護観察部門の職員については別の研修を行う）。また，パーソナル・オフィサー制度の一環として，被収容者それぞれがどのように更生をはかり，かつ，出所後に社会でどのように働くか，という将来計画を立てる。もっとも，常に期待どおりに計画がうまくいくわけではなく，議論の余地のあるところである。

② 処遇

ア 未決拘留

ノルウェーでは未決被収容者も受刑者と同じ施設に収容している。平均未決拘禁日数，新規未決被収容者数，拘禁期間に占める未決拘禁日数の割合（%）のいずれもが上昇していることが，統計上みてとれる。裁判所が未決拘禁を科す件数が増えているが，これは外国人の増加と関連していると考えられる。外国人は一般的に逃亡のおそれが高いとみなされやすいので，より未決拘禁の対象となりやすいためである。さらに，外国人については捜査に時間がかかるため，未決拘禁日数の長期化につながっている。こうして，全拘禁期間に占める未決拘禁の割合も大きくなっていく。

未決被収容者は受刑者と同様の権利を有している。しかし，裁判所が一定の制限を科す傾向があり，その典型的なものが，ほかの被収容者との接触禁止である。これによって，全ての種類の所内活動が不可能となるため，ヨーロッパ拷問防止委員会（CPT）をはじめ国際的に繰り返り批判を受けている。

イ 外部との関わり

ノルウェーの矯正処遇においては，服役中も可能な限り外部との接触を維持することが重要であると考えられている。外部社会との接触を保つための制度として，外出，付き添い付きの外出，早期釈放，面会がある。ノルウェーにおいては，施設収容はそれ自体，被収容者に悪影響を及ぼすものであると考えられている。したがって，これらの制度は社会復帰に資するというよりは，むしろ拘禁の悪影響を減少させるためのものであるともいえるが，社会復帰に資する要素であることも間違いなく，誰と面会するかについては相当の注意が払われている。よい影響を与える社会的ネットワークとは接触を保つことができるが，悪影響をもたらす場合にはコン

トロールされるようになっている。

ウ　外出等に伴うリスク

高セキュリティの刑務所からの逃走者も若干名いる。職員による付添い付き外出の際に逃走する場合もある。しかし，付添い付き外出の総件数自体が2010年には2万1844件にも上っており，そのうち7人が逃走したにすぎない。ノルウェーにおいては，この点について，ほとんどが逃走しないという事実を重視し，そもそも初めから付添いが必要ではなかったのではないか，という議論が起こっている。また他方では，付添い付き外出をもっと増やすべきだという議論も交わされている。しかし，ノルウェーにおいては，一般的に外出という制度の運用にはリスクが伴うという事実が広く受け入れられる傾向にある。

(5) ノルウェーの刑事政策の発展

2009年4月，ノルウェー矯正局は議会に対して改革提言の白書を提出した。その主要なポイントは，社会への再統合の保障，ノーマリティの原則，拘禁を減少させ拘禁代替措置を増加させること，修復的司法である。

① 社会への再統合の保障

ア　どの国でも共通だが，刑務所には一定の傾向の人たちが入ってくる。すなわち，入所時には無職で，貧困，住居がなく，慢性的な疾患など一般市民に比べ極めて劣悪な健康状態にあり，薬物やアルコールの問題を抱えているという人々である。多くは，刑務所に入る前に，児童福祉をはじめ様々な公共サービスの対象となってきた人たちである。もちろん，全ての被収容者がこれらの問題を全部抱えているというわけではないが，全体的にみれば，非常に多くの人々がこうした問題を抱えており，社会への復帰ということを考える場合，これらの問題には留意が必要である。白書のなかではこれを「社会への再統合の保障」と呼んでいる。上記に教育・医療等，矯正サービスの外からの公共サービスについて説明したが，実際に釈放された後の社会で何が起こるかが極めて大きな問題である。

イ　ノルウェーは高度に発展した国で医療・福祉など各種の社会サービスを受ける権利が保障されているので，「社会への再統合の保障」は，被収容者に特別の，新たな権利を付与しようというものではない。しかし，被収容者が実際にそうした権利を得られるように政府内で各当局が協力する必要がある。刑務所の中では各種サービスを担う人々が様々な訓練等を実施しているが，それが出所後も継続される必要がある。出所者の再犯防止を真剣に考えるならば，出所時に住む場所があり，職があり，一定の収入を得ることができるということが必須になるのであって，提言はこのような視点を重視して行われたものである。

② ノーマリティの原則

ア　この白書では，「ノーマリティ（正常）の原則」を掲げている。やや奇異に聞こえるかもしれないが，拘禁というものは絶対に必要なものではないと考えている。刑罰は自由の剥奪であるが，それは誰もが塀の中に閉じ込められなければならないということを意味するものではない。ノルウェーにおいては，受刑者は「クライアント」と呼ばれているが，そのほとんどは，裁判で実刑判決を受けたあと，逃走し

ようなどとは考えておらず，刑期を全うして社会に戻ろうとしている。これは，より多くの受刑者がセキュリティレベルの非常に低い刑務所で処遇され得るということを意味している。

イ　理論的にも，出所後に遵法的な生活を送れるように訓練しようとするならば，刑務所はそうした訓練にふさわしい環境でなければならない。刑務所等の施設に入るということは，自分に対して負うべき責任を奪われるということであり，他者の指示に従って行動することになる。ノルウェーにおいては，被収容者たちに，何が彼ら自身の責任であるかを自覚し，そのために必要なトレーニングをしていくことが重要であると考えられている。もちろん，それを拘禁刑の期間中に行うのは容易なことではないが，ノルウェーの幾つかの刑務所では既にこうした取組が相当程度なされている。

ウ　現在，受刑者の多くは短期刑受刑者であるにもかかわらず，刑務所の過半数は高セキュリティ施設である。こうした受刑者たちは，判決後直ちに刑務所に行くのではなく，収容されるまでの間，社会内で待機し，呼出しを受けて出頭し，受刑することになる。3～4か月の無条件拘禁刑の判決を受けた後，更に3～4か月，受刑までの間待機する必要がある。言い換えれば，その待機期間中は自由でいることができ，家族や仕事その他について様々な準備をすることができるが，一旦受刑者となると，高セキュリティの刑務所に入れられるのである。ゆえに「ノーマリティの原則」が必要なのであり，可能な限り，被収容者は面会，外出，電話を含む社会との接触の機会を与えられ，かつラジオやテレビ，新聞など，社会で広く生じている出来事を知ることのできる手段へのアクセスが与えられなければならない。

エ　社会関係もたいへん重要であり，良好な社会関係を維持することが必要になる。ノルウェーの矯正局は，社会との接触の機会を増加させるよう努めており，面会に来た家族が1～2日滞在できる刑務所もある。

③　拘禁代替措置の増加

ノルウェーにおける拘禁刑の執行には様々なバリエーションがある。白書においても，政府が拘禁に代わる制裁を増加させる必要性が示されており，実際に増加することが示されている。また，現在のところ余りうまくいっていないが，コミュニティ・センテンスも増加させる必要があると考えられている。

そのほか，白書の中では，修復的司法の重要性についても記述されている。

(6) ノルウェーの犯罪状況

①　近年，ノルウェーにおける最も大きな懸念事項は，外国人の急増，それによる受刑者の増加，矯正指導の困難にある。ノルウェーの犯罪の発生状況は安定しており，むしろ一定の領域においては減少傾向にあるにもかかわらず，統計に表れているように外国人被収容者は増加しており，単に人数の増加にとどまらず未決拘禁期間の長期化，受刑期間の長期化につながっている。ゆえに，経済状況は良く，雇用も安定し，犯罪は減少しているにもかかわらず，被収容者数は増加しているという状況にある。これは政策を進めていく上で大きな問題である。

②　再犯に関する調査は極めて困難であるが，最近の北欧諸国における再犯率に関する

研究では，ノルウェーは他の北欧諸国に比べて再犯率が低く，2年間で再犯に及んだ者は23％という結果であった。これは欧州諸国の中でも，極めて低い数字であり，ノルウェーが，一定の正しい政策を進めているということがいえるだろう。

(7) ノルウェー刑事司法のこれからについて

① 現在，ノルウェーの政治で問題とされているのは，外国人被収容者であり，外国人被収容者の増加問題が，ノルウェーにおける矯正制度の基盤をも掘り崩す状況にあるといえる。すなわち，外国人被収容者は，軽微な犯罪であっても拘禁刑を言い渡され，高セキュリティの刑務所に収容される傾向がある。一般論としては拘禁代替措置の活用がいわれるが，実際には受刑者の多くは外国人であるという理由により，その適用を受けることができない。また，刑務所の中では様々な社会復帰処遇を行うが，言葉の違う被収容者にそうした処遇を実施することは極めて困難である。また，釈放後の生活のための準備を行うにしても，外国人の場合には多くが国外追放となり，これは非常に困難な問題である。

② 現在のところ，この対策として唯一とられた新たな政策は，出身国への受刑者移送の活用であり，2010年に移送した受刑者は40人であるが，現在もノルウェーには約1000人以上もの外国人被収容者がいる。

③ さらに，この問題は国際的な動向と直接関わってくる。すなわち，欧州全体でも被収容者人口は増加傾向にあり，先日，アメリカでは，連邦最高裁が，カリフォルニア州の過剰収容により違憲状態にあるとして，刑務所人口を4万人減らすべきとの判決が出された。アメリカでは単純に人々を拘禁するという政策をとり，有効な社会復帰処遇は実施してこなかった。結果としてそれは，刑務所システムが過剰な負担にあえぐこととなり，制度全体を崩壊させ，そして経済的にも破綻をきたすまでの状況に至った。

④ ノルウェーの矯正局は，ヨーロッパの状況は，アメリカほど深刻ではないが，それでも主として外国人被収容者の増加によって過剰収容が進行していると考えている。この状況が社会復帰処遇を困難にし，それが再犯率の高さにつながり，また，経済危機が犯罪の増加を生むということになるのである。

⑤ また，歴史的にみれば，経済的危機に陥れば，政府は刑務所サービスへの投資を控えるようになる。したがって，現在のヨーロッパの状況は，刑務所運営にとって極めて厳しいといえる。例えば，多くのヨーロッパ諸国は受刑者移送に積極的に取り組んでいるが，問題は，受け入れる国の側に収容能力がないということである。よって，論理的帰結としては―このように述べることは議論を招くであろうが―実際には受刑者移送はほとんど実現しないだろうと予想される。しかも，ヨーロッパの経済状況は悪化しており，また別の新たな対策がとられることになるかもしれない。

⑥ 以上のような状況の下で，ノルウェーにおいても刑務所人口を減らすためのアイディアはどんなものでも検討していくべきであると考えられている。現在，ヨーロッパの各地で様々なイニシアティブや協力体制がとられており，プロベーションについても協力組織ができているが，ノルウェー矯正局は，刑務所サービスのヨーロッパ組織を作ろうと働きかけている。

⑦　しかし，英国で行われた会議では，英国では新政権による刑務所関連予算の大幅な削減が実施され，刑務所サービスは予算の 25％を削減されたことが報告された。このような状況では，皆が智恵を寄せ集めなければならないとノルウェー矯正局では考えている。例えば刑務所内の労働力や設備に着目して各国間で協力し，刑務所内での製造にかかるコストを節減する，といった制度である。この先将来にわたって，制度を効果的に運営していくためのイニシアティブが必要となってくるであろうことは間違いない。

⑧　社会復帰政策のためには投資が必要だが，それに必要な公的資金を導入できるかというと，難しいのが現状であり，ノルウェーにおいても今後の矯正制度を運営していく上では，多くの困難が待ち受けていると考えられている。

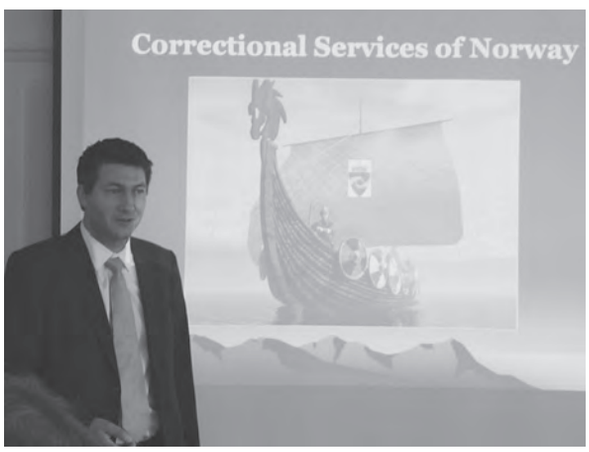

リーガルアドバイザー

法務警察省講師

法務警察省内食堂にて

3　若年犯罪者の処遇について

(1) 法務警察省が行っている政策の背景情報

ノルウェーでは，若年犯罪者のための特別な処遇が行われている。この対象は子どもの権利条約でも定められている18歳未満の少年である。ノルウェーの刑事責任年齢は15歳であるから，これらの少年は同時に刑事責任を負う可能性もある。ここでは，この15歳から18歳までの3年間に相当する人の処遇について説明する。

この年齢に相当する子どもたちは，ほかの人や財物に対して非常に重大な犯罪を犯すことがある。一方で，彼らは心理学的な側面でも成長しつつある子どもたちでもある。これらの子どもには，ノルウェーの刑法システムと，子どもの権利条約が適用される。ノルウェー議会は子どもの権利条約を国内法として直接適用できることを決めているから，国内法の一つである。これによって条約の趣旨を制度に取り入れることができるし，裁判でこの条約を使うことができる。2004年以降，子どもの権利条約に基づく主張は増加傾向にある。

(2) 法務警察省及びその他の省で扱っている幾つかの最近の動きについて

① 刑務所に子どもを入れないこと

現在の政権党である労働党が掲げているのは，ゼロベースであり，刑務所に子どもがいないようにすることである。政治的なビジョンとして子どもを刑務所に入れないようにするというが，それをどう実現するかが私たちに課された課題である。この間，これに関する行動計画を検討してきて，最終的にグリーンペーパーを議会に提出した。問題は，刑務所に入れないとして代替措置をどうするかである。

一方では，青少年が起こす犯罪は重大なものだからやめさせないといけない。社会が犯罪によって害されないという権利は加害者が子どもであったとしても同様に果たされなければいけない。しかし，彼らを刑務所に入れることはできない。

この件については，子ども福祉省が取り組んでいる。ノルウェーには，強制処分を備えた児童福祉法がある。同法によれば，家族間の子どもの福祉を増進するのが目的である。例外的には強制処分を科すことができることになっている。

② 司法制度と児童福祉制度の連携

16歳の子どもが非常に暴力的で何度も窃盗を繰り返している場合にどう取り扱うかは難しい問題である。この場合にまず誰が担当するかが問題である。司法制度が動くのか，子ども福祉省が動くべきなのか。もし15歳未満であればこの問題は簡単で，子ども福祉省が動くことになる。15歳を超えると問題は複雑になる。児童福祉の手続もあるが，司法手続も動くことになる。したがって，司法手続と児童福祉手続が協力関係に立って働くことになる。児童福祉の観点からすれば，児童福祉の制度を，刑罰システムを用いるために利用したくはない。ノルウェーで考えられているのは，児童福祉の観点で考えられている能力をどのように刑事司法の中で実現するかということである。ここ10年は，児童福祉と刑事司法の間に適当な協力関係を作ろうとしてきたが，児童福祉と刑事司法は相容れない別の文化に基づくところがあるため難しい点もある。

③ 司法制度と児童福祉制度の連携における警察部門の役割

法務警察省が行っている警察部門は，そういう問題を持ってこられる最初のゲートになる。警察部門がどのように動き，どのように問題を見て対処するかは，青少年問題を扱うことにおいて非常に重要な契機になる。

警察は平和と安全を守るという役割を果たしている。その役割を飛び越えてこの子たちのために何かをする，ソーシャルワーカーとしての働きを期待するのは難しいことである。しかしこれがうまくいった場合には，その子どもたちを社会復帰させることにおいて非常にいい兆候を示すことができるし，それを発展させることができる。

警察は，児童福祉の問題と刑事司法の架橋ができるし，その橋を簡単に壊してしまうこともできる。ノルウェーにおいては，警察の働きと児童福祉の中で行われている社会サービスとの間で協力関係を作ることについて気を遣い，それを守ろうとする努力がされてきた。その結果として，その二つのサービスはお互いがお互いを必要としている関係であるということが明らかになってきた。

④　子どもの暴力事件

子どもの犯罪の中で，最も問題になるのは暴力事件である。子どもの暴力事件は多くの場合，ほかの子どもを被害者にしている。子どもたちが暴力事件を起こすのは親から影響を受けるだけでなく，その他の子どもたちからも影響を受けているからであるということがいわれている。したがって，暴力事件を予防するためには予防する措置を様々な人たちに行っていかなければならない。例えば身体的暴力を起こす子どもたちは，子どもに対して，警察官に対して，公務員に対して，バスの運転手に対して暴力をふるうこともある。性暴力の多くのものはほかの子どもたちによって引き起こされている。この場合でも，子どもは18歳未満を指していが，16歳17歳の暴力事件を起こした子どもたちを，子どもだと考えることが非常に難しくなってくる。子供の間では，メールなどを使った脅迫や，破壊行為，放火，危険運転といった様々な犯罪が起こり得ることを想定しなければならないし，不法侵入や窃盗などもある。このような行為は決して許してはならないというメッセージを送ることは重要である。

⑤　薬物の問題

もう一つの若年犯罪者の典型は，薬物との関係が生まれることである。インターネット経由で簡単に手に入る状況などが，この問題を引き起こしている。

⑥　刑事手続の例外措置についての新しいプロジェクトについて

以上のような問題にどのように対応すべきかは，個別に考えていかなければいけない。

ノルウェーでは，様々な対応方法が設定されている。これらは，十分というわけではないが，事件に対しては，現在ある少年司法のシステムを使って対応していくしかない。

基本的には，通常の刑事司法手続を使う。少年裁判所がないから，通常の裁判所を使う。その時の担当裁判官は決して専門家ではない。通常の制度を使いながら，社会復帰を実現しなければならないのが現在の課題である。

6月末に提案されて実施されようとしているプログラムがある。これは，15〜17歳の青少年に対する具体的な対応策を示している。この手続は非常に重大な刑事事件に付随して行われる。通常の裁判手続の一環として行われるものではない例外的な措置

のことである。現段階では非常に重大な性暴力や殺人はこのプログラムではカバーしていない。それ以外の重大な事件については個別の判断を行うこととされている。このプロジェクトは，できるだけ多くの子どもたちを刑務所から出そうという目的のもと作成されている。

また，修復的司法も新プログラムの対応策の一つである。

具体例として16〜17歳の強盗犯を考える。現在の制度ではそういう子どもでも武器を携帯していたりその他の重大な事情があったり累犯だったりすれば6か月の拘禁になる。新しいプロジェクトによれば，こういう事件が起こった場合は裁判所は通常の刑罰ではなく少年に対する対応策を使うことができる。これを行うためには，その少年の合意が必要である。この少年に対する制裁は裁判官によって下される。少年はまず調停委員会に送致される。今年の秋には活動を開始する予定であるが，調停委員会のユースコーディネーターが動くことになる。ユースコーディネーターがミーティングを開催する。加害少年，親，教師，その他加害少年にとって重要な人々や，同意すれば被害者，児童福祉の担当者が参加する。このミーティングは加害少年ごとに行われ，加害少年の生活についてどのような方策を立てるのかが検討される。対応策は，治療を受けること，クラブ活動に参加すること，学校に行くことなど様々なものがある。プログラムは，刑務所の壁を子どもたちの周りに作るのではなく，その代わりに子どもを支援する人々の輪を作ろうということを目的としている。

調停委員会は全国に存在していてミーティングを行う。決めたことを実際に実施するのはそれぞれの地方自治体の単位で考えられている。

ミーティングの結果として合意書が作られる。これは，専門家，加害少年や周りの人々の合意として作られるものである。この条件が破られた場合はその事件は裁判所に戻されることになる。

通常の手続であれば弁護人，検察官，裁判官といったものが出てくるが，調停手続の中でも弁護士は役割を果たす。ここでの弁護士の役割は刑事事件の弁護人とは異なる。ここで決められる条件が少年にとって厳しすぎないかチェックする。

なお，性暴力や殺人のケースはこのプロジェクトではなく，通常の裁判に付せられる。

(3) 質疑応答

Q：処遇の基本的なところについて何点か確認したい。15歳や16歳の子どもが刑務所に行った場合は成人と同じ扱いになるのか。

A：現在は少年のための刑務所は存在しないので，成人と同じ扱いをすることになる。ただ，10か所以上にならないと思うが，青少年を担当するユニットを刑務所の中に作ることも考えている。ノルウェーでは少年受刑者は10人以下であろう。

Q：14歳までの少年についての福祉的なプログラムの概要を教えてほしい。

A：14歳以下の子どもたちについては，家族に対する福祉的措置がとられ，強制措置である施設も使われることがある。強制措置に伴って子どもが収容される施設は存在するが，ドアは常に開いているしそこから出て行くことがいつでもできるという施設である。連れ戻されるかもしれないがドアは開いている。

Q：福祉的なシステムを15〜17歳の子どもに使うことはできるのか。その場合，裁判所が命じることができるのか。それとも司法手続とは別なところが扱うのか。

A：18歳まで児童福祉措置はとれるので可能である。しかし，15歳以上で刑事事件として送致されてきた場合は，これを刑事事件にするかどうかは検察官が判断する。刑事事件にすると決めた場合は児童福祉法上の措置はとれない。

Q：刑事司法と福祉との連携の話があったが，検察官が福祉につなぐために起訴しないで福祉的な措置の方につなげることはあるのか。

A：検察官がそういう判断をすることができる。15歳未満は必ず福祉的な措置に送ることになるし，15歳以上でも福祉的な措置をとることができる。しかし，事案が非常に重大だと判断された場合はそういうことができない。宣告猶予の状態になった場合は，刑事司法の処置と児童福祉法の措置の両方が使える可能性がある。

Q：今回のプロジェクトは，和解プログラムにのせる事件を微罪から重大な事件にも広げるということか。

A：そう。

Q：以前のプログラムでも今回のものでも，被害者の同意が得られなかった場合はどうなるのか。

A：新しい立法措置を考えている。現在は基本的に被害者の同意が必要だが，新立法では，被害者の同意が得られることが望ましいが，同意が得られなくてもそういう措置がとれるようにしたいと思っている。

Q：刑事手続のあと，親から虐待を受けている場合など，家に帰せないケースがあると思う。そのときに家以外に子どもを受け入れる施設や里親といった制度はあるか。

A：あるけれども十分ではない。そこで児童福祉のシステムが動かなければならない。里親やそういう子どもが住める居住区を用意するといった措置が考えられる。児童福祉の分野で検討されている。児童福祉施設はある。児童福祉と刑事手続の問題は込み入ったものになるが，児童福祉施設はほとんどは，子どもを10人以内しか収容していない。大きな施設はない。施設を大きくしないことが重要だと考えている。非常に大きな問題を抱えた子たちがそこに行くと，お互いにひどさを競い合うという傾向がある。いろいろな心理学的な実験からも明らかになっている。どちらかというとその場合には犯罪文化が助長される傾向がある。

シニアアドバイザー

法務警察省内会議室にて

4　国家調停サービスについて

(1) 概要

国家調停委員会とは，法務省の民事局の下に組織された団体で，22の地区に配置されており，435の自治体において650人のボランティアの調停委員がいる。

オスロの調停事務所には100人の仲裁委員が配置されており，これはノルウェーで最大の調停事務所である。

調停委員は民間人（ボランテフィア）であり，ほかに仕事を持っている。調停委員になるには18歳以上である必要がある。

調停委員は2日間の実践研修を行い，その後，実際の調停を見学し，さらに，その後2日間の研修を行い，その後，アドバイザーが適正と判断した場合には調停委員として任命される。

調停委員の任期は4年である。4年経過後，希望があれば更に4年間調停委員として任命される。

調停委員は，必ず月に2件は調停事件を扱うことになっている。

報酬は，1日約20ユーロである。

(2) 背景と経緯

オスロ大学のニルス・クリスティ教授が1977年に論文を寄稿した。

その論文では，紛争は財産であること，伝統的な刑罰システムが完全に専門家の手に独占されているが，一部の専門家達が全ての問題を取扱うことを批判した。

1978年，議会に対し，刑事法に対するレポートが提出された。

このレポートの中で，刑事責任年齢が14歳から15歳に引き上げられた。

15歳未満の少年に対しては刑罰に代わる代替措置措が必要と考えられた。

1981年から1983年にかけて最初の実験的調停が辺境の小さな自治体で開催され，社会福祉省が関与した。

検事総長が深く関与し，全ての検察官に検事総長自らが手紙を書いて，国家調停サービスとどのように協力体制を築くべきかを指示した。

次第に国家調停サービスは広がりをみせ，2004年をもって完全にノルウェー全土において実施されることになった。

(3) 活動内容

① 取扱事件

刑事事件のみならず，民事事件も取り扱う。

② 開始要件

国家調停サービス開始には両当事者の合意が必要であり，合意が取り付けられない場合には調停サービスは開始されない。

③ 供給源

ア　事件の8割は検察官が送致しており，その大半は刑事事件である。

刑事事件が発生していない民事事件であっても，送致されることはある。

イ　当事者本人の申立てということも可能である。

ウ　国家調停委員会と連携しているほかの当局から事件が送致されることもある。

④　手続の流れ

まず，国家調停委員会が事件を受任する。

その後，どの調停委員がこの事件を担当するのがふさわしいかを決定する。

調停委員は事件を受任後，調停を開くこととなるが，その前に準備ミーティングを開催し，様々な当事者と面談する。

その際，それまで研修で学んだ様々な調停技法を用いる。

すなわち，質疑をして問題点を明らかにしたり，当事者が話したことを全体的にまとめ，更に議論すべきことを決めていくなどする。

非常に重大な事件，すなわち，懲役刑が相当な事案においては，通常調停サービスは用いられない。

また，調停手続をとることを条件付きとして執行猶予判決を出すケースもある。

懲役刑が宣告された場合に，さらに，追加的措置として調停手続を使うこともあり得る。

その場合には，刑事事件に付け加える形で調停サービスに付するということもある。

⑤　最近の動き

ア　修復的正義と調停手続を保護観察の作業・刑務所の処遇の中に組み込むコミュニティサービス（社会奉仕）を従事しなければならない刑を受けている人々の刑務所の中の処遇の問題にとりかかった

イ　DV 事件を減少させるための取組

調停手続を裁判手続に付加的に追加するものとして行い，警察や裁判所が DV 加害者に対して行っている制限措置，例えば被害者と接触してはいけないというような措置がつけられている場合において，調停手続を用いることを考えている。ノルウェーにおいて非常に関心をもたれている。DV の問題を取り扱っている組織，シェルターを持っている組織が強い関心を持っている。そのような組織は，DV 事案において調停手続がとられることはむしろ加害者と被害者の関係においてマイナスに働くのではないかと疑いの目を向けている。しかし，調停委員会ではそのようにマイナス面ばかりとは考えていない。多くの DV 被害者の声を聞くと，実際どうしてそのような事態に陥ったのかについてきちんと話をしたい，それによって，この破壊的関係というものを断ち切りたいと考えている人が多いことに気付かされる。

ウ　新しい制裁措置を導入

15 歳から 18 歳にかけての少年に，従来の制裁措置に代わる代替措置としての制裁を考えている。調停委員会ではカンファレンスを実施し，そのフォローアップの中で裁判所の指示を受けながら，コーディネーターである調停委員会としては，警察，児童福祉施設，学校，家庭といった様々な社会の代表者を巻き込んで，一緒に話をする体制を築き，みんなで一緒になって，少年と話をするという機会を持つことにより，深く少年と関わることによって，総合的な計画を作り上げていく。それは最終的には合意書という形になる。合意書を作成する中で少年の声というものをきちんと聞くことが行われ，その中で少年に責任感が醸成されていく。

⑥　国家調停委員会に対する評価

2009年報告書が作成されている。

この報告書は，様々な仲裁委員にいろいろな聴き取りをして作成されたものである。調査の中で，修復的正義という手法が実際きちんと働いたか，ヒーリングという効果をもったのか，経験がきちんと蓄積できたのか等が確認された。それぞれに当事者間での関係を改善することができたとの回答を得ている。加害者側も被害者側もこの調停サービスをほかの人にも利用してほしいと望んでおり，国家調停サービスの活動が修復的正義の名の下にきちんと行われており，非常に効果的であると最終的にこの報告書は述べている。

調査報告書の「当事者の声」というパートでは，この手続は絶対に裁判所の手続よりもいいものだという報告がなされている。一緒に同じ場所で座って話し合うことによって，当事者双方の相互理解が深まる。実際話し合ってみると，思っていたよりもひどい人間ではないということが分かる。

裁判所だと，お互いがお互いを罵りあい，紛争がよりひどくなってしまうこともあると報告されている。

調停サービスを用いることによって，そのような悪い関係が改善されていき，この調停サービスの話合いを経て非常に楽になったという加害者の声もあった。

複雑な状況を整理するための場をこの調停という場が与えてくれるということができ，これが調停サービスの強みであり，可能性ではないかと考えられている。

⑦　調停事件の分析

ア　取扱事件

1997年と2010年とを比較したものがある。

(ｱ) 1997年

万引き	28%
破壊行為	23%
暴力事件	9%
脅迫行為・いじめ	5%

(ｲ) 2010年

万引き	14%
破壊行為	14%
暴力事件	21%
脅迫行為・いじめ	14%

単純な万引事件から，より深刻で複雑な暴力事件，脅迫事件の占める割合が増加している。

(ｳ) 2010年　事件総数　8684件

・約80%が警察，検察庁から送致された事案

・そのうち調停が開かれた事件は6580件

・全件で調停が開催されていないのは，当事者の合意が得られなかったり，当事者の所在不明，別の解決方法が見つかった等の理由による。

イ　結果―調停が開かれた際どのような結果になったかについて

以下のように合意が形成される割合も，合意が形成された後，履行される割合も80％を超えている。

合意成立　88.1％
当事者欠席にて終了　9％

この場合，事件を警察，検察庁に戻す。そこでどうするからは改めて警察，検察庁で検討される。

合意が得られなかった　3％

この場合も事件を警察，検察庁に戻す。その際，調停の場において，ある程度の話合いがなされて事態が進展したとしてそれで事件を終結することもあるし，事件として進展させることもある。

合意の場合は，和解，賠償の内容であることが多いが，相手方に何かの作業をさせるであるとか，象徴的な何かをさせる，例えば非営利団体に寄付する，学校に何かをするというような合意が形成されることもある。

調停委員は合意をする場合には，実施期間が長すぎないように配慮している。期間を短くすればするほど，両当事者間においてこの合意を実行したという満足感，達成感がある。

〇合意がなされた場合

合意が実現された　81％
進行中　14.3％
不履行　3％

⑧　具体的事例

ア　16歳の少年の事件

16歳の少年が学校の中で暴力行為を行い，別の少年を負傷させたという事案。被害者の少年は，なぜその加害者の少年から暴行を受けなければならないのか分からず，その少年を非常に恐れていた。

学校が事件を警察に通報し，警察から国家調停サービスに事件が送付されてきた。調停の話合いの中で，この事件に長期間のいじめが背景にあることが判明した。調停委員がいろいろと質問や話をまとめる作業をしていったところ，①いじめをしないこと②両当事者の少年がお互いに謝罪することで合意に達した。そのため，この調停を終了したということで事件を再び警察に戻したが，警察はこの合意ができたことを受けて，最終的に不処分としてこの事件を終結させた。加害者の少年には何らの犯罪歴もつかなかった。

この事例は，調停というものが刑罰に代わる非常に有効な代替措置であることが示すよい例である。

この種の事件では，自由型，罰金等の制裁措置も考え得るが，調停をすることによってほかの制裁手段を用いなくても解決を図ることができた。このようなケースは調停ではよくみられるものである。

イ　19歳の青年の事件

19歳の青年が友人を刺して殺害したという重大な事案であったので，警察等から調停サービスに事件は送致されなかった。ところが，その青年が身体拘束をとか

れたので，その青年の友人達が自分達に被害が及ぶのではないかと非常に恐れていた。そこで，裁判所は，調停を行って何らかの合意ができればいいのではないかと考え，事件を調停に回した。

調停委員会はカンファレンスを行った。カンファレンスというのは大規模なミーティングのことを指す。カンファレンスの中で双方がいろいろ話し合いをすることが出来，合意を形成することができた。加害者の青年も大丈夫だと安心感を得ることができ，同人を恐れていた青年達も彼が二度と犯罪を犯さないだろうという安心感を得ることが出来た。

ウ　ある窃盗事件の事例

この調停事件では窃盗した側が被害者の店側に謝罪をし，その謝罪を店側も受け入れた。

加害者側は被害者側に50ユーロを支払うということで合意ができた。合意によって，問題が解決できれば，その段階で事件は終了するが，合意に反するようなことを加害者側が行えば，事件は再び警察ないし検察に送致される。

⑨　質疑応答

Q：合意が調停開始の要件であるが，合意獲得のために調停委員で努力するのか

A：一生懸命説得して調停開始しても，合意形成が困難なので，説得はしていない。

Q：送付されてから調停事件が開始するまで，また調停開始してからの流れを教えてほしい。

A：事件が付託されて調停が開始されるまでは平均して3週間～4週間，1回の調停の時間は1時間半から2時間で大半の事件では1回の調停で終了する。ただ，近時非常に難しい事件が増加してきた。2回，3回と調停を開くこともある。

Q：調停における代理人の役割

A：調停委員の数は通常2人であるが，簡単な事案では1人の調停委員で行うこともある。当事者は，サポートしてくれる人を付けることはできるが，代理人を付けることはできない。当事者を代理する人ということを調停では想定していない。

Q：何故，合意率が80％と高いのか

A：調停委員が2人いて，1人がサポートできるよう心がけている。当事者問題を抱えているが，合理的で冷静な話合いが出来るよう心がけている。うまくいかない場合は，10分休憩をとったり，明日話し合うといったこともある。難しい事案では準備的なミーティングを行い，そこで問題点発見できる。当事者双方が「ぶっ殺してやる。」と言っていた事案では調停開催できなかった。

レクチャー風景

調停事務所入口

第５　ノルウェーの刑事政策を支える諸制度，団体

１　被害者の権利

(1) 講師紹介，所属団体

① 調査協力をしていただいた講師は社会学者でありクロム活動歴がある。

② 所属する「暴力と心的外傷ストレスの研究雄ためのノルウェーセンター」には，全国組織（NKVTS）と地域組織（RVTS）とがあり，両組織は上下関係ではなく相互連携の関係にある。ノルウェーセンターの研究対象者は，犯罪被害者に限らず，受刑者，収容者，難民，移民，被害者の関係者などを対象としている。

(2) ノルウェーの暴力事件の現状

① 2007年の警察発表による犯罪統計によれば，犯罪認知件数は2万5702件とされており30年間で2倍に増加している。

しかし，暴力事件に巻き込まれたり見聞きしたとして被害申告が行われた件数は19万件であり，この被害申告件数は増加していない。

② もっとも，暗数も含めるとおよそ100万件の暴力事件が起きているものと予測されている。ただし，100万件でも少ないと思われる。なぜなら，現実には，ア　警察に届けるほどではないと判断されたり，イ　申告しても警察は何もできないだろうと判断されたり，ウ　復讐されることを恐れて申告しない場合があると推測できるからである。

③ このようにノルウェーにおいて多数の暴力事件が発生しており，殺人事件も戦後からの統計推移は年間28～52件となっている。

しかし，私たちは平和的な社会と感じている。

(3) ノルウェーの福祉体制（Norwegian welfare state）

① ノルウェーの人口は500万人程度であり，統治体制は一極集中ではなく非集中化されている。福祉国家と言うよりは福祉社会と呼ぶにふさわしい。

② 具体的には，まず，19の行政区画に分かれ，19の自治体と更に432の地方自治体が独立した自治を行っている。

裁判所は6管区に分かれ66の地裁がある。

警察は27区画に分かれている。

③ その他に健康保険セクター（Health sector）という公的機関があり，これは5管区に分かれている。

この健康保険セクターは，ノルウェー国民に限らず，ノルウェーに滞在する全ての者を対象として支援や研究を行う。

具体的には，第1に全ての者に主治医を付けさせること，第2に身体的・精神的な治療のための医療センターや精神医療センター，また，子どものための福祉センターなどを整備運営すること，第3に犯罪に限らず様々な問題について調査・研究・教育を行うセンターの整備運営をする。

この第３の調査・研究・教育を行うセンターにおいて犯罪被害者への支援等が行われ，私が所属するノルウェーセンターもここに分類される。

なお，同様の福祉サービスは企業やNGOなどにおいても行われているが，私的活動という限界がある。

④　社会セクター（労働社会福祉当局）

(Social sector-The Norwegian Labour and Welfare Administration)

この社会セクターでは様々な社会福祉サービスを行われる。

例えば，病気等で仕事ができなくなった場合，働いていたら得られていたであろう給料を補償するものとして一定期間について病欠手当（給料補償）が支給される。

また，病欠手当の受給期間を超えても社会復帰できない場合には，一定期間リハビリテーション手当（社会復帰のための手当）が支給され，更にこの受給期間を超えても社会復帰が困難場合には障害手当が支給される。

⑤　児童保護サービス（Child protection service）

(Norwegian Directorate for Children,Youth and Family affairs)

児童に対する虐待，性暴力等から児童を守るシステムであり，児童虐待等を感知したときは報告が義務付けられている。

必要に応じて子供を親から隔離して保護を行うことがあるが，性暴力以外の暴行の場合，基本的には親に対して適正な養育を行わせるための教育を行う。

⑥　家族カウンセリング（Family counseling）

原則としてカウンセリングを受けることは任意であるが，離婚に至るときは必要的にカウンセリングを受けることになっている。

⑦　以上のように，ノルウェーでは犯罪被害者に限らず，様々な精神的及び経済的な支援や研究を行い，社会制度的に暴力が発生しないように配慮している。

しかし，現在の制度でも十分ではなく，また，犯罪被害者への支援も十分ではない。

例えば，子供の保護に携る行政担当者や学校の教師が，子供の権利条約について教育を受けていないなどの問題がある。

(4) 犯罪被害者の地位の強化のための刑事手続改革の提言

①　ノルウェーにおいて，15世紀から近年まで，被害者には裁判や法廷の中で特別の権利は認められていなかった。

被害者は，裁判手続の当事者ではなく基本的には証人の地位しかなく，長い間，スカンジナビアの中でもノルウェーにおける被害者の地位は弱かった。

しかし，近年になってようやく，附帯私訴や無料で弁護士を付けての民事訴訟など，被害者の加害者に対する損害賠償請求が起こし易くなった。

②　被害者の地位を高める契機になったのが，2002年のAnne Robberstad教授の主張であり，同教授の主張は，被害者の裁判上の権利と地位を当事者と同等の状態に置くべきであり，被害者は裁判手続の当事者の一人として参画すべきであるというものであった。

その結果，2004年に審議会（complainant comity）が立ち上がり，改正作業を始

めることになった。

そして，2006年，審議会は被害者の裁判上の権利として新しい権利体系を構築することを指摘し，この新しい権利体系として，ア　被害者の権利と法的地位を認めること，イ　被害者自身が権利行使できない場合として近親者の地位を強化すること，ウ　被害者側が弁護士を雇う権利を認めることなどが提言された。

③　その後，2007年～2008年にかけて，今度は政府から次のような提言がなされ，法改正作業が始まった。

ア　被疑者・被告人の権利は，いかなる場合であっても侵害してはならない。

イ　被害者は，裁判手続の中の当事者として認められない。

ウ　被害者側の権利として次の事項を拡大強化する。

エ　被害者ないし近親者（遺族など）の弁護士を付ける権利。

オ　被害者側の代理人弁護士の権能の拡大。

カ　被害者らが警察に対し被害申立をするか否かを判断するに際して，無料で弁護士の法的助言を受けることができる（例えば，性的暴力，強制結婚，人身売買，割礼など）。

キ　被害者は権利として事件に関する情報（捜査記録や事件記録）を得ることができる。また，全ての裁判手続に対して事件に関する情報を得て参加することができる。

④　犯罪被害者の地位の強化に関する更なる提言

また，次のような内容の提言もなされ改正作業が行われている。

ア　被害者は全ての裁判手続で得られた情報を得ることができる。

イ　被害者は，裁判所において考慮すべき新しい証拠を提出することができる。

ウ　被害者の弁護士は，当事者ではないものの証拠調べ手続に参加できる。

エ　被害者は全ての裁判手続に出席できる。

オ　被害者の弁護士は，被告人，目撃証人，鑑定人等に対して尋問することができる。

カ　被害者は，裁判において，証言に対して意見を述べることができる。

キ　被害者（又は近親者・遺族）は，有罪判決が出て量刑を言い渡された後に，裁判所において被害者声明（victim impact statement）を出す権利を有する。

ク　被害者，被害者の弁護士，殺人事件の遺族は，裁判中において生じた裁判手続費用請求ができる。

ケ　裁判所は，被害者及びその弁護士に対し，評決及び量刑の内容を知らせなければならない。

コ　被害者は，刑の執行時期，収監の時期，仮釈放・釈放の時期を知ることができる。

⑤　現在の運用（法務警察省リーガルアドバイザーによる調査報告参照）

現時点においては，上記提言がそのまま刑事手続に反映していない。

一例として，犯罪被害者には，ア　一部の事件という限定的ではあるものの公費で代理人を付ける権利，イ　捜査機関に対して捜査を進めることを求める権利，ウ　捜査情報を得る権利は認められているが，裁判手続において一般的な尋問権や証拠提出

権は認められていない。

ただし，検察官や裁判官が必要に応じて裁判手続の中で被害者を参加させる場合があり，被害者の代理人弁護士が被害者自身の尋問を行うことで裁判手続に影響を与えることはできる。もっとも，被害者及び代理人弁護士は，裁判手続の中において当事者性は認められず，代理人弁護士は飽くまで被害者の二次被害を防止することが主な職務となる。

(5) その他の被害者の法的権利

① 賠償請求

被害者は加害者に対して賠償請求ができる。附帯私訴や通常の民事訴訟の方法で請求することになるが，加害者に支払能力がない場合には，例外的に国に対して賠償請求ができる。そして，被害者に対して賠償した国が，加害者に対して補償を求めることになる。

② 様々な無料の法的援助。

③ 保護命令

加害者・相手方に対して保護命令を出してもらうように請求できる。基本的には48時間以内に裁判所の許可を得て保護命令が出される。

④ 携帯警報機の所持危険防止のために携帯用警報機の所持することができる。

⑤ 暴力被害者のためのシェルター

かつては民間（NGOが運営）の女性のための保護シェルターしかなかったが，現在は，自治体を通じて公費が配分され，女性に限らず，男性や子供を対象としたシェルターが設置・運営されている。ただし，他方で，一部民間シェルターの資金不足が問題になっている。

⑥ 個人支援の権利（The right to individual assistance）

新しい領域として認められた権利であり，対象となるのは多面的な支援が必要な人たちであり，このような人たちに対して，様々な多面的支援を提供しなければならないとするものである。

個人支援のためのシェルターが設置されたのが1978年であり，その後，現在までに52施設が設置されている。

(6) 暴力被害者に対する支援のための国・自治体の行動計画

① 政府から過去に3回行動計画が出されている。最初は女性に対する暴力の行動計画で徐々に暴力被害の対象者が拡大されてきた。そして，夫婦間暴力，児童虐待，人身売買，割礼，強制結婚などに対する行動計画が出されている。

また，この行動計画は，様々な分野（研究，実践，法改革）における指針・提案となっている。

② さらに，地方自治体においても暴力被害者の支援のための行動計画が出されているが，この各地方自治体が行う行動計画の方向性や指針は国が立てる行動計画が基準となっている。

③ 以上のように，暴力被害者に対する支援政策は，国や地方自治体による全体的な政

策の中で行われている。

(7) 公的支援制度

被害者に対する公的支援制度は，以上のような国や自治体の行動計画という全体的な政策の中で行われるが，特別な領域には政策とは別個に，次のような個別的な支援制度がある。

① 被害者のためのシェルター（上述の 52 のシェルター施設において様々な個別的支援がなされている）
② 性的被害や近親相姦のためのサポートセンター
③ 虐待に対する緊急避難センター
④ 犯罪被害者サービス（特に被害者賠償請求のためのサービス）
⑤ 家庭内暴力に関するコーディネーター
⑥ 児童施設（心理セラピーや医療提供のほかに裁判所に向けたインタビューなど）
⑦ 子供や高齢者のための緊急連絡（通称：グリーンライン）
⑧ 高齢者保護サービス

(8) NGO

民間支援団体による犯罪被害者の支援等についても様々なものがある。

対象事案は，女性に対する性的暴力，家庭内暴力，児童虐待，高齢者虐待から一般的な事案に至るまで様々であり，また，対象者についても，女性の暴力被害に限らず，男性被害者，児童，若年者，高齢者，移住者など，更には犯罪加害者を支援対象にするなど様々である。

(9) 最後に（質問と回答）

① 時間的に余裕がなかったため，次の 2 点に限定して事前に質問をさせてもらった。
ア　ノルウェーの犯罪被害者に対する精神的・経済的支援の在り方について
イ　死刑を復活させる意見や厳罰を求める意見の有無について
② まず，アの質問に対しては，ノルウェーの福祉体制，被害者の権利等の強化に向けた法改革，政府の被害者支援に向けた行動計画，公的・私的支援制度などを説明した上で，十分ではないものの，ノルウェーにおいては犯罪防止に向けて，犯罪被害者に限定することなく福祉社会（精神的・経済的支援）が実現できているとのことである。
③ 次に，イの質問のうちの死刑に関しては，ノルウェーでは 150 年以上にわたって平時に死刑は執行されておらず，死刑を望むことは考えにくい（死刑は眼中にない）。
④ イの質問のうちの厳罰に関しては，次のような発言がなされた。
厳罰を求める幾つかのグループもあると聞いているが，そのグループが多くの被害者を代表しているか否か，多数派か否かは分からない。
多くの被害者グループは厳罰を要求しておらず，その理由として，我が国の被害者支援や被害者の権利・法的地位に対する取組などがあると思われる。
大事なことは，被害者の人々が何を一番大切に思っているのかについて知ることで

あり，それを聴き取ること，そして被害者の思いを信じることにある。

被害者にとって最も大事なことは，加害者がきちんと責任を取っているかということである。

そして，厳罰では責任を果たされないのであり，加害者は厳罰を隠れ蓑にして責任を果たさない可能性があると考える。

他方，厳罰を強く要求する人々の本当の目的は，加害者に対する厳罰そのもののではなく，厳罰を実現することによって様々な重要なポイントを隠してしまうこと，そして，そのために被害者の声を利用しているだけではないのかと考える。

被害者にとって重要なことは，適切な賠償や支援が受けられる否かにあり，加害者に対する厳罰を最終の目的としてはいないと考える。

（10）写真

講師：Ole Christian Hjemdahl

２　法律扶助

(1) 講師紹介

犯罪学・法社会学研究所所長。法社会学者。20 年以上ユスブス（Juss-Buss）において活動する。現在は，福祉政策，法律扶助制度，入国管理，法廷コミュニケーション，司法権など，最近では，ますますいろいろな規定等が制定されているが，それが人々にどのような影響を与えているかについての研究も含め，様々な分野で活躍している。数年間弁護士としても活動したが，教授いわく，「飽きたため」引退。現在は，法と仕事をするよりも，法についての仕事をすることに興味を持っている。

(2) 法律扶助制度について

法律扶助制度については，刑事事件と民事事件に分けて説明するのが分かりやすい。

① 刑事事件

飲酒運転等の軽微な罪を除き，全ての事件において無料で弁護人をつけることができる。収入・資産状況は関係ない。刑事事件を専門としている弁護士は全員この制度に登録されている。ほかの国には，お金を払わなければ良い弁護人を付けられないようなところもあると聞いているが，ノルウェーにおいてはそのようなことはない。

② 民事事件

無料法律相談，無料代理手続があるが，これは一部の事件においてのみ採用される。

収入や資産状況によって利用の可否が決まる。中間層には，収入によって割合的な援助を受けることのできる制度もある。教授が最も問題としている点は，国を相手にする行政訴訟においては，この制度は利用できないことである。国は国民の友人，という幻想によるルールであると考えられる。もちろん，国は常に友人というわけではないため，この分野ではユスブス（Juss-Buss）が活躍するということになる。

ほとんどの弁護士は，この扶助制度に登録している。したがって，無料法律相談も通常は一般の弁護士が行う。

この制度以外にも，幾つかの無料法律相談等を行っている機関はある。オスロにも伝統的な機関があるし，ノルウェー北部のフィンマークというところにもサーミ人のための法律扶助を行っているところがある。ユスブス（Juss-Buss）のような学生の団体が，ベルゲンやトロンハイム等にもある。その他，女性のための団体，労働組合のための団体，保険会社も顧客のための法律扶助業務を提供している。これらは，中間層の人々に重宝されている。

もっとも，法律扶助事件で負けた場合，相手に支払わなければならないもののほかに相手の法律扶助費用の支払いもしなければならない可能性が出てくる。したがって，利用するか否かは事件の中身を慎重に検討して決めなければならない。

(3) 質疑応答

① ノルウェーの弁護士の数は何人ですか？

弁護士資格を持っている人が２万人程度，そのうち実際に弁護士としての業務を行っているのは 7000 人から 8000 人程度。これは，30 年前の約３倍である。

②　ロースクールの生徒の数は？
分からない。かなり多いため現在減らそうとしている。

(4) 写真

オスロ大学犯罪・法社会学研究所入口

講師：クリスチャン・アンデナス教授，
トーマス・マティーセン教授

オスロ大学犯罪・法社会学研究所全体風景

３　クロム（Krom）

(1) 概要

クロム（Krom）とは，受刑者・元受刑者と教師・学者等の専門家から構成され，刑務所の運営や改革などについて発言する団体である。英語では，クロム（Krom）をThe Norwegian Association for Penal Reform（ノルウェー刑務所改革協会）と紹介されている。

マティーセン教授は，1968年に設立されたクロム創設メンバーの１人である。

クロムに定まった事務所はないが，オスロ大学犯罪・法社会学研究所を通じて，現在約300人の会員と繋がっている。資金は国から得ておらず若干の基金はあるものの主には会員からの会費で賄っている。

ノルウェーのほかに，スウェーデン，デンマーク，イギリス，ドイツなどでも，同様に，刑務所改革のための団体が作られたが，現在も活動しているのは，ノルウェーのクロムが唯一の団体である。

(2) 背景と経緯

マティーセン教授は，1960年から1965年の間，通算して約２年にわたってノルウェーの刑務所に滞在して研究を行ったことから，刑務所事情に通じることができ，また，刑務所長を始めとして法務省にも親しい知り合いを作ることができた。

そこで，マティーセン教授は，自身の経験と人脈を活かして，刑務所長や法務省に手紙を書いて「囚人の組織化」などの刑務所改革を働きかけることにしたが，これらの提案は全く受け入れられなかった。しかし，「もし，その当時に提案を受け入れてくれたら，今，我々は法務省の一部になっていただろう。」との感想をマティーセン教授自身は持っている。

クロム設立の背景には，以下の四つの条件があった。

① 当時，多くの人が刑務所問題に興味をもって研究や講演などをしていた。しかし，問題は改善されることはなかった。そのため当時の問題意識を持った人々は，「変えるために動こう」という運動に参加するようになった。

犯罪学者などの研究者のほかに，教師，ソーシャルワーカー，芸術家など，幅広く運動に参加した。例えばマティーセン教授自身の経験であるが，1967年に運動の一環で開いたパーティー会場でパン屋を仕事としている男性と議論をしたことがあった。彼は刑務官を勤めていた経験があり，刑務所の中がどのような状況であったかをアカデミックではなく事実をもって語ることができた。そして，その後，彼は弁護士になったということを聞いた。

このように，様々な人々の刑務所問題への意識が高まっていた。

② 1968年はフランスの５月革命の年だが，この頃，ヨーロッパの人々は，何かをしなければならないという意識を強く持っていた。この年に，ある法律家がフランスからノルウェーに帰国して弁護士になった。後に最高裁判所の判事になる人であったが，彼の活動によりノルウェーの刑務所改革に向けての運動が更に高まることになった。

③ デンマークの社会学者が言うように，この頃，まだ「福祉国家の夢」が信じられて

いた。ノルウェーも1950年代に労働党政権ができて，「福祉国家なら何でもできる」という夢があった。しかし，刑務所の中の人々は，福祉国家の概念からも漏れていた。刑務所問題に取り組んでいたスウェーデンの社会学者エリクソンも「刑務所の中は悪夢の状態だ。」と言っていた。このように，理念ではなく現実の問題に取り組まなければならないという意識が芽生えて来た。

④　ノルウェーは南北に非常に長い国だ。広い範囲に人々が住み，素朴な生活をしている。コミュニケーションを取るのが難しい国と言える。そのため，問題意識を集約する組織が必要とされるようになった。

(3) 活動内容

①　1968年5月にクロムを設立して法務警察省と対話を求めた。しかし，法務省はこれを拒否した。官僚は，たとえ建設的であっても批判者を好まないようであった。

②　1968年秋，刑務所の中の受刑者によって本が書かれたが，出版は断られるという事態が生じた。「受刑者が書いた文章は刑務所の所有物であり，著作権は刑務所にある」という理由であった。

　この事態に対して，我々クロムと弁護士らとともに，1969年にできたばかりのオンブズマン（ombudsman 行政監察専門員）に申立てを行った。これはオンブズマンにとっても最初の事件であった。そして，オンブズマンにより「一切の制限をかけるべきではない」という結論が出され，我々は勝利することができた。また，この事件については，メディアに働きかけ，公の場に取り上げられた。

③　次に，受刑者が「返事を書く」ことが問題となったが，オンブズマンに申し立てる前に当局の判断で受刑者が返事を書くことが可能となった。

　オンブズマンにはしっかりとした弁護士がいて，オンブズマンを使ったことは意味のあることで，良い経験となった。現実にはオンブズマンだけの功績ではなかったものの，オンブズマンの存在は刑務所改革のために大きな影響を与えたと評価できる。

④　1969年以降もクロムの活動を拡大した。毎年，「山の会議」という称される3日間の合宿会議を続けて来ており，今年で既に42回を数える。この「山の会議」とは，参加者の領域を限定せず，教師，社会学者，刑事学者などの専門家に元受刑者や当局者も含めるなど専門領域をクロスオーバーさせて刑務所改革のために議論を行う会議であり，その合宿中に当局の長と元受刑者が一緒にスキーをすることもある。このようにして個人的に親しい関係を実現してきた。もめごともあったが，栄枯盛衰を繰り返しながら運動を続けている。

(4) 継続の理由と今後の課題

　このようにクロムが継続できたことには，以下の四つの条件がある。

①　専門的なサポートがあること。犯罪学者，社会学者，教師のみならず，刑務所や法務当局も参加してくれた。

②　受刑者本人や元受刑者を参加し，一部のエリートだけの運動ではなかったこと。元受刑者の中には法的に詳しくなって「Prison Lawer」と呼ばれる人もいる。先月のヨーロッパ拷問防止委員会（CPT）の調査では，受刑者3人が調査に加わった。

③　ノルウェーがモラルコミュニティ（道徳的一体感のあるコミュニティ）になっていること。

④　クロム設立から約 50 年かけて，刑務所改革の成果を上げてきた。例えば，1975 年には若年者の拘禁施設を廃止した。そして，刑期も短期が基本となり数か月の刑期がほとんどということになった。こうして受刑者数を大幅に減少させることができた。

(5) 質疑応答

①　マティーセン教授が２年間刑務所に滞在したのは，どのような立場であったか？

刑務所長の許可を得て，研究者として調査活動をした。毎日帰宅できたが，６か月くらいは続けて滞在した。ある日，受刑者の１人から「アルコールを作ったからパーティーをしないか」と言われた。アルコールを作ることは違法行為であるので，このように言われることは信頼された証と思った。

②　人道的か否かは受刑者によって見方が異なるのではないか？

外国人の中には，「人道」や「平等」などを十分に理解していないと思われる人々が見受けられ，刑務所の処遇やクロムの活動に不満が持っているように思われる。

この点は，クロムのパンフレットがノルウェー語のものしかないことも一つの原因になっているかも知れない。そのため，早急に英語版を作らなくてはならないと思っている。

③　日本に刑務所視察委員会ができたが，ノルウェーにはないか？

ない。ヨーロッパ拷問禁止委員会による視察はある。ノルウェーにはオンブズマン（ombudsman）がある。

④　受刑者のメンバーは選挙して決めるのか？

選挙しようとしたことがあるがうまく行かず，現実には個別に選出している。

⑤　受刑者は，自己の犯罪をどのようにみているか？

考え込んでいる人もあれば，どこ吹く風という人もいて，いろいろである。ただ，クロムの活動に参加することは，得難い社会復帰のトレーニングになると思っている。受刑者は，刑務所の中では受動的になりがちであるが，クロムの活動場面では能動的に動かなければならないからである。

⑥　今後 50 年，更に改革していかなければなければならないと言うが，具体的な課題は何か？

1968 年の設立以来，クロムは規約に二つの目標を掲げている。

第１に，刑務所をなくそう，受刑者を減らそう，ということであり，第２に，刑務所内の処遇を改善しようということである。この二つは相容れないが，両方とも，バランスを保って活動していかなければならない。

（6）写真

研究所窓からのオスロ風景

レクチャー風景

４　ユスブス（Juss-Buss）

(1) 講師・団体の紹介

ユスブス（Juss-Buss）の事務局長であるキルステン・ビキスラン・メイレイさん（法学部生）から説明を受けた。

彼女からの説明をそのまま口語調で報告することにする。

ユスブス（Juss-Buss）は，完全に学生団体であり，学生が全てを取り仕切っている。1971 年に設立され，ユスブス（Juss-Buss）は基本的にオスロ大学のもとに置かれた学生団体です。1970 年代に勃興した左翼活動の一環として生まれたと考えてください。現在，オスロ大学の学生によって運営されており，我々は社会的にも知られた団体として，無料の法律扶助を行っております。

(2) 設立経緯

ユスブス（Juss-Buss）の，設立当時におけるノルウェーの法律扶助の制度の下では，辺境地域にいる人々は権利が擁護されていない，貧困層の人々の権利擁護が十分になされていない，矯正施設にいる人々の権利が擁護されていない，そういう問題があると指摘されていました。

なぜ，そういう人々の権利が擁護されていないかというといろいろな理由があります。

まず，一つ目は，ノルウェーは非常に広い国土の中で，極めて人口が少ないので，弁護士がカバーできる範囲が非常に限られてくる。ですから，ある辺境地に住んでいる１人の弁護士が全てをカバーしなければならないという問題が出てくることがありがちである。

それからもう一つは，こういう制度があるということについて知識がないという問題。それから特に矯正施設に関して特徴的だが，アクセスが簡単にできない。矯正施設の中から法的扶助を得ようとしてもなかなかできない。矯正施設の中に入っている人達は，当然刑事裁判を経由しているわけですが，そのときに弁護士とコンタクトがあっても，刑事裁判が終わってしまって矯正段階に入ってしまう。つまり刑罰執行の段階に入ってしまうとその人々たちのアクセスが禁止されてしまう。そういう人々のアクセスができなくなってしまう。それがポイントです。

結局，まとめますと基本的に法的な諸問題とか自分たちの権利の問題についてよく知らないという問題。もう一つは，どうやったらそういう扶助が得られるのかということが判らないという二つの問題が 71 年の調査の段階で判りました。

それで Juss-Buss が始まったのは，それをどうやって解決するかという，その解決の一つとしてできたのです。我々が行ったのは，移動 Ofice を Buss（バス）に創るというやり方です。Juss-Buss というのは，Juss（法）と Buss（バス）が合わさって Juss-Buss（法とバス）というのが，この名前の訳ですけども，それが何を表しているのかはお分かりいただけると思います。

Buss の中に全部の事務所機能を持たせるということでしばらくやっていたわけですが，現実にはかなり早い段階で限界が来ました。例えば全ての資料を Buss の中に備えるということは簡単ではありませんでした。その後，Buss が壊れるなどという問題も

ありましたので，結局，常駐の事務所を作り，そしてさらにそこに幾つかの動きなどをするための資料などを集めていく。これを現在でも我々は，象徴的にBussと呼んでいます。

(3) 活動等

我々は，いろいろな活動を現在行っていますけれども，基本的にオスロ市内にこういう事務所を構えるとういことで，かなりのディフェンサティブの追求をしております。きれいなカーペットに包まれた立派な応接室を作ることもしていません。誰でも簡単に使える利用できるというような事務所を創りあげました。

我々の中には幾つかの委員会があり，一つは，刑務所を訪問しているグループがあります。毎週月曜日と毎月第3火曜日に刑務所を訪問して対応しています。3時間ぐらいかけていろいろなところを訪問している。

それから，皆様お持ちだと思われますが，プリズンハンドブック（プリズナーハンドブック）というものを作成しています。現在，改訂作業中でして，今年の秋には改訂版が出る予定です。

その他にはノルウェーに入国した移住者のための教育サービスをやったり，オスロ大学の中のキャンパスの中に法律事務所を置くなどしている。

我々の最も大きな資金源は法務省からの資金で，法律扶助を行っております。皆様もご承知のとおり，Juss-Bussが行っている法的扶助のほとんど50％以上は無料の法律相談ということになりますので，そのあたりのことについてお金を稼ぐことができない。法務省からの資金，また，オスロ市からの資金や幾らかの寄附金で賄っています。それから組織的には，オスロ大学の犯罪研究所の下に位置付けられていますが，完全に独立の存在でありまして，どのようなケースをやるか，どのような事件を担当するかについては何処からの指示を受けるものではありません。

私たちの活動は，基本的に様々ないろいろな団体で活動の対象とされているところから落ちてしまうようなギャップの部分を埋めるという作業をしております。基本的には，大きな公的扶助を支援するという心で自分たちの目的を定めていますが，公的扶助の現在あるスキームは非常に狭いところしか扱っていないからだと考えてください。ですから，その部分で落ちてしまうような部分を埋めるような活動をしています。弁護士がきちんと対応することができるようなケースでは弁護士を紹介する活動であったり，それから，他団体で薬物中毒者に様々な支援をしているところは，そういうグループに回すというような活動もしています。

ノルウェーの法律扶助の制度に関しては先ほど説明があったかと思いますが，基本的に民事事件・刑事事件の区別があり，収入の額によっての違いなどがあります。我々は基本的には裁判費用は必要としない活動をしております。他のポイントとしては，法律相談の時間につき30分無料としているが，30分を超えた部分はどうするのかという部分を我々が処理をするなどしております。

1971年以降，我々は公的な法律扶助サービスや国のサービスを拡大するということをやってきました。当初は学生がやっている法的サービスが十分な信用を得られるものなのか，信じられるかということもあり，我々は信用を得ていなかったが，現在では十

分信用を勝ち取って活動をしております。

そしてまた，Juss-Buss を経験した方々が，現在，社会の様々な分野で活躍されているのを見て，Juss-Buss でやっていたことがこれだけ役に立っているんだということが判るという効果も出てきている。

全ての刑事事件に関しては，無料で法律扶助を受けられるということが法律上決められておりますが，もちろん例外がありまして，軽犯罪は無料では扶助を受けられません。

現在，学生がやっている機関には幾つかあります。オスロにはもう一つ女性のためのプロテクトを専門に行っているところや，ベルゲン・トロンヘイム・プロミサーにもあり，全国をカバーしております。

現在 Juss-Buss で活動している方々の状況は，30 人のケースワーカーがおります。それから全体を仕切るアカデミックリーダーは，この犯罪研究所においても働いております。マネージャー等がいます。職員の中には幾つかのパターンがあるのですが，12 か月はフルタイムで働いて 6 か月はパートタイムで働くという方もいます。現実にはフルタイム 1 週間で 42 時間働くのが昨年の平均勤務時間ですから，かなり厳しい労働条件だと思います。無料の法律扶助を強化するのは，無料でクライアントに提供することがふさわしいことだと思います。

(4) 組織概要

Juss-Buss の中では基本的には，職員が全員で決めていく方法を採っているが，日常的には，そういうわけにはいきませんので，幾つか役割分担をしてやっています。

基本的には法律科の学生があたり，3 年次以上の学生をあてている。このあたりがしっかりすることによって，実際に社会的評価というものを受けている。

Juss-Buss のやり方は，まず，最初のセミスターでは 6 か月ぐらいから始めて，2 か月目の 2 期目のセミスター，3 期目のセミスターという 6 か月ごとのプログラムになります。

最初のセミスターのときにはいろいろなことを学んでいくだけですが，2 期目のセミスターのときには調査や実際の活動に加わってもらい，政策提言にも加わってもらうこともあります。3 期目になりますとパートタイマーに入りますが，パートタイムの中で全体の中の動きを学んでもらうことになります。3 期目のセミスターには，政策提言を専門にやってもらうというプロジェクトもあります。

幾つかのグループを紹介しますが，入国管理に関するグループ難民認定に関しては別の団体がやっているため，Juss-Buss では行っていない。

2 番目のグループは変わったコンビネーションで，刑務所関係，借地借家法関係の問題を扱っています。刑務所問題に関しては，基本的に仮釈放の問題や不服申立の問題を扱っています。固い刑務所から緩い刑務所への移送問題を扱っています。

刑務所問題を扱っているグループは，同時に借家法の問題も扱っているのですが，借家法に関しては，ノルウェーの借家法は基本的には借家人に有利に作られています。しかしながら，実際は土地所有者に有利に働いている。情報提供が主になっていて，どのようになっているかの情報提供を行っている。特にこの問題に関しては，オスロ市だと

住める家が限られてくるので，大都会ですから，結果的に大家のほうが強く出てきて問題も多くなる。もちろん借家人の代理人をすることもあります。

3番目のグループは借金関係の問題，家族法に関する問題，貸主と借主との問題を対応しなければいけないという点を扱っています。

この家族法の部分というのは，基本的には一般的な情報を提供することや，離婚時における財産の分割というような問題，別れたときの親権の行方だとかという問題などに関わることになる。この家族法に関してのみ，唯一，人の収入に算定基準をおいて配慮しながら対応しています。

4番目のグループは，労働，福祉，社会保険の問題をやります。労働問題については，雇用問題，給与未払といったような問題を扱うことになりますが，不服申立てなどを含めて相談に対処しています。

ケースワークや情報提供，研究などがありますが，この中で政策提言に関わる活動は非常に重要です。我々の活動の24%以上をこの政策提言活動に割かれているわけですが，政策提言活動を通じて，様々な法制度の改革につなげていく，例えば新しい法律を作る際に，意見書を求められ，提出するということも頻繁に行っています。例えば，囚人とかそういう特別なグループとかの意見は我々しか，一つの権利を代表して意見を主張できないということもありますので，そういう問題のときにJuss-Bussのほうで力を注いで，政策提言をしています。

我々は，毎週月曜日と木曜日にケース…を受けていますが，ケースを受任するのは，月曜日と木曜日に面会する形になっています。

我々Juss-Bussは学生の団体ですので，やはり何といっても何処まで体制が管理できているのかを考え，学生の判断があったとしてそれが正しいかどうか判断するためにグループミーティングをして毎週そういう解決策を提示して，その問題について協議して，その結果を承認して遂行するやり方を採っています。自分たちが出す解決策が正しいのかこういうやり方で確認するわけです。

(5) 現状

クライアント状況ですが，どのような人がいてどのような依頼があるのかというと，2010年には4854件扱っています。

どういうクライアントがいるかということを収入面でみているわけですけれども，ノルウェークローネで計算すると，年収が30万6700クローネというのが平均値になります。それに対して，無料の法律扶助の条件は年収が24万6000クローネと定められています。しかしながら，実際に我々が扱っているクライアントの収入平均は19万5312クローネです。無料法律扶助より下のクライアントの相談を受けております。

これをご覧になれば分かるとおり，我々のクライアントの大部分は10万クローネ以下ということになります。非常に問題は残りますが，無料法律相談を受けられる基準は23万クローネ以下ということになりますので，ほとんどのクライアントが無料で法律扶助を受ける資格がある者ばかりだといえることがお分かりいただけると思います。

クライアントの中には結構収入がある者もいることがありますが，例えば大きな借金があるがゆえに収入があるといえる者の場合，貴方たちは我々の扶助の対象者ではない

という対応はせずに，どこへ相談に行ったらよいかをアドバイスします。

どういうクライアントがいるのかについてですが，入国管理に関する者，借家法関係，労働法関係，家族法関係，刑務所関係などあります。

我々は国際協力にも尽力しており，私は来週ベトナムへ行き，ベトナムの学生団体，ホーチミン大学の生徒，ハノイ大学の生徒たちと会って交流をしてこの法律扶助の制度に関して話をしてきます。

ノルウェー人権センターの扶助，助成を受けて，このような国際協力を関係しています。中国に関しても5年間にも及び，中国の学生団体と相互に訪問しあったりして，国際協力してきています。

ほかの国外の団体と関係を持つということは，いろいろな違いが出てきます。例えば，必ずしも学生団体は，学生が主体とならず，先生が主体となっているところもある。それからまた，社会的評価もばらばらです。幾つかの国では教育目的が先行していて教育目的の一環としてこういう扶助が位置付けられている国もあります。

それぞれの学生団体が各国で事情が異なってきます。ですからお互いのケースを持ち合って，意見交換できることは非常にメリットがある。

学生にとって何がメリットなのかというと，一つ目は，仕事として関与できるので，給料がもらえること。大したお金ではないというけれど，生活費の部分では大いに役立っている。二つ目は，実務に関与できることで，学生にとって非常に役に立つこと。三つ目に，クライアントの立場に立ってみても非常に安価な法律相談ができる点でもメリットがある。

(6) 質疑応答

① メンバーは何人いるのか？

30人程度です。フルタイムワーカーとして20人，パートタイムワーカーとして10人，それ以外にマネージャーデレクター・アカデミックデレクターなどを置いています。

② 受刑者がボランティアに話す生の声でどういうものがあるのか？

刑務所の中に入っている囚人たちが持っている問題というのは，先ほど申し上げたように極めて複合的で，例えばある囚人がやってくると，その囚人の問題を扱うために様々なほかのグループのケースワーカー達を動員しなければならないケースがあります。例えば，ある囚人は送還の危機に瀕しているかもしれない，そしてまた，同時に借金の問題を持っていて，刑務所の移送を希望している可能性もある，刑務所の刑期を終えて出た段階でどこに住めるのかという居住権の問題，どうやって働ければいいのかという仕事を探すという問題などを同時に持っている可能性があります。多くの囚人たちは刑務所の中の生活のことについてはもちろん文句があったり，不服申立てをしたいということは持っているのですが，刑務所を出てからの生活ということに関して相当大きな悩みを抱えているケースが多い。様々な問題，例えば刑務所の内部の問題に関しても出てきます。例えば入っている人が本来住んでいる家から遠いところに居ると家族が面会に来にくいという問題があり，もっと近くに移送してほしいという要請があったり，別な国に移送してほしいということであるとか，自分の言葉が

通じるようなところに移送してほしいというリクエストが来ることもあります。現実に言葉の問題というものが大きく，その人の家族がノルウェー語やそこの看守が判るような言語をしゃべれないという状況では，どうしても面会の機会を確保することが難しくなるという具体的な問題が出てくる。様々な問題が複合的に現れてくるのと同時に刑務所の中の問題においてもそういう特殊性がそれぞれの人に現れます。例えば，ノルウェーの刑務所は外からは一流ホテル並みであると，もっと厳しくするべきだという世論が沸き起こったりするということをよくいわれますが，現実にはそれぞれ異なっています。恐らくクリスティ先生などは，もっと詳しくいろいろとご意見をお持ちでしょうが，例えばホテルのように考えられるノルウェーの刑務所の中での実際の活動や生活を見ていくと実際には相当大変困った事情がたくさんあり，それぞれの人により異なったケースがあります。ですからそういう部分をきちんと見ていかなければいけない。その他にも例えば薬物中毒にかかっている問題を抱えている。家族の問題を抱えている。そういう刑務所の中の問題だけでない様々な問題を抱えている。ほとんど一筋縄ではいかない実情です。

③　貴方がこのメンバーになられた動機は？

恐らく日本でも同じなのではないかと思いますが，法学の世界に入ると多くの人々は金融の問題や契約後の問題やっていく人が多いのではないかと思いますが，私は南アジアの研究をしておりちょっと変わっていると思っています。法学の世界に入って理想をやっていくより頭でぶつけていくより，実務を経験してみたいというのがこの世界に入ってみたいというのがきっかけです。

④　現状においての問題点として何がありますか？

今の刑務所の中の問題として一番大きなものとしていえるのが，我々が経験していえるのが，精神障害者の問題で，刑務所の中にいる精神障害者が大きな問題となっておりまして，ノルウェーがこの問題について十分な対応しているとはいえず，現在，大きな問題になっている。例えば医者と会うというその一つをとってみても，何週間も医者と会うことができない。ある我々が担当したケースでは５か月経ってようやく精神科医と会うことができるという状況で，十分な注意が現在でも向けられているとはいえない状態ですので，この辺りが大きな改善点であり，改善が必要であると考えております。

⑤　医療の関係で，一般医療ではどうなのでしょうか？

精神障害者よりはましだというふうに思いますが，一般に医療に関しても刑務所ごとによって事情が異なりますが問題はあります。特に，例えば医者に会うということに関しても，しっかりと医者に会えるかどうかというのは状況によります。特に看護師や看守が居るわけですが，場合によっては看護施設すらない，看守が囚人が勝手に言っている嘘を言っているのだろうと詐病だということで，医者に診せないということもみられる。医者に会うことができるという段階で既に大きな障害があり，この医者がどういう医者なのか聞いてみたところ，現在は，外部の医師が診るということは結果的に，刑務所の内部の医師が診るという処理がされていないということであり，ここが問題となっている。

なお，刑務所内の内部の医者しかいなかった場合には，その上司が刑務所長であり

所長が全てを指揮するということで，医師が刑務所の職員として扱われ，十分な独立した医療が行われないので，外部から入れるべきだと提言したところ，現在のシステムは外部から人が入ってくるようになったが，内部の問題に口を挟めなくなり，どちらがいいのか，どちらも問題があり，現在の方がかつてよりはましだといえる。

また，私が基本的に考えるのは市当局の現在予算の中で働かされているがこの市当局が持っている予算が非常に少ないという問題があって，ここを増やせば少しずつ変わっていくと思う。現状は実は，看護師にしてもそれから医者にしても外部から来ているといっても，実際上完全独立性を獲得できていない。それは資金その他の資源が限られているといわざるを得ない。前よりましだとはいうけれども，現在でも依然としてそのような部分に問題が残されています。

(7) 写真

講師：キルステン・ビキスラン・メイレイ（法学部生）

５　弁護士会

(1) 面談の概要

ノルウェー弁護士会の活動についての説明，ノルウェーの刑事手続，市民的自由の侵害問題についての説明を受け，また，ノルウェー調査団員からの幾つかの質問に回答をしていただいた。

(2) ノルウェー弁護士会の活動

最初の弁護士（弁護士会職員の女性）の挨拶で，ノルウェー弁護士会の活動について紹介された。その要旨は次のとおりである。

ノルウェーでは，弁護士会は任意加入である。弁護士の約 90％が弁護士会に加入している。会員数は約 7200 人である。

弁護士会の活動は，次の四つの優先領域がある。

① 良い活動の枠組みを弁護士のために用意する。

② 法の支配の原則を守る。政府も弁護士会の決定に従う。弁護士会の役職は，会員の選挙で決まる。政府の干渉はない。

③ 規律委員会の活動。

④ 会員弁護士にカウンセルを実施する。

⑤ そのほかの活動として，次のものがある。

ア　弁護士会が行動倫理規則を作った。

イ　人権委員会があり，国連の人権委員会への政府報告書に対するオルターナティヴレポート（alternative report）を作る等の活動をしている。

ウ　法の支配に関する委員会，弁護活動の秘密保護委員会等もある。

エ　弁護士会の事務局長は弁護士会の中にいる。

(3) 調査団員からの質問と回答

① 調査団員から，アトランダムに，ノルウェーの刑事制度について，次の質問が出された。

ア　1979 年にノルウェーにおいて，全ての死刑が廃止されたときの弁護士会の活動について

イ　証拠開示の実態について

ウ　ノルウェーにおける刑罰の長期化について

エ　ノルウェーが最近設置した刑事事件再検討委員会（The Norwegian Criminal Cases Review Commission ）について

オ　ノルウェーにおける予防拘禁制度について

カ　弁護士会として犯罪被害者対策にどのように取り組んでいるか

② これらの質問に対し，講師をしていただいたノルウェー弁護士より，次のように回答された。

ア　死刑廃止時の弁護士会の活動について

ノルウェーにおける死刑廃止は歴史的な問題である。欧州人権条約の追加議定書で，死刑は欧州において完全に廃止されている。したがって，ノルウェーにおい

て，死刑を再導入することはあり得ない。死刑廃止時に，弁護士会が特に意見を出したとは思っていない。

イ　証拠開示の実態について

被疑者が警察に逮捕され供述した段階で，警察は証拠を出す。

逮捕段階では，理由を書いて証拠開示請求する。

勾留理由の嫌疑にまつわる証拠は開示しなければならない。

勾留されたのに，その根拠になった証拠が分からない場合，裁判所に対し，勾留の必要性がないことを訴えることができる。

警察が証拠の分厚い束になったものを開示した場合，証拠が全部その束に入っているかどうかを確認する。証拠のリストは，証拠書類の束の中に入っていなければならない。

無罪推定の原則には，警察も従う必要がある。

そして，裁判になれば，警察，検察は，全部の証拠を開示しなければならないという原則がある。この証拠開示が拒否された場合，裁判所に証拠開示命令を出すことを求めることができる。この命令は，最高裁判所でも認められている。

ウ　ノルウェーにおける刑罰の長期化について。

政府からの要求により刑罰が引き上げられた。これは厳罰を求めようとする国際世論に沿っている。ノルウェーの制裁のレベルが低いと，他国の人がノルウェーに来るようになる。それは困った事態だとの政府見解がある。

しかし，刑期と犯罪予防効果について，証明された研究はない。死刑についても同じだ。強い制裁をすれば，犯罪が予防できるとは思えない。

エ　刑事事件再検討委員会（The Norwegian Criminal Cases Review Commission ）について。

2004 年 1 月，ノルウェーに刑事事件再検討委員会（The Norwegian Criminal Cases Review Commission ）ができた。これは，この 10 年間で最も大きな成果である。

参考になるのが，アメリカのイノセンスプロジェクトである。

アメリカでは誤判に関する研究が盛んに行われており，このイノセントプロジェクトの科学的検討の結果，3～5％は誤判の可能性があるといわれている。

そして，ノルウェーの刑事事件再検討委員会は，ノルウェーにおいても同様に 3～5％の誤判が出る可能性があることを明らかにした。

どんな刑事手続でも誤判問題は起こるのであり，誤判の検証が必要である。

問題は，いつの時点で検証されるかにある。

ほとんどの誤判の原因は，捜査の過程で生じている。例えば目撃者が犯人を選ぶときなど，犯人の特定の段階において誤りが生じることがある。

また，公判の過程においても，陪審員は科学的証拠の装いを持ったものに誤摩化されてしまい間違いを起こすことがあるといわれている。

ノルウェーでは，現在，一部の極めて深刻な，薬物事件，武器を使った殺人事件，テロリスト事件に対して捜査の全過程で録音・録画をしているものの，全ての事件に対して取調べの録音・録画等の可視化は，実施されていない。

この点について，ノルウェーの法務警察省は，録音・録画をしない理由として，予算が足りないと述べている。しかし，これは理由にならず，録音・録画を実施する意思がないということである。

オ　予防拘禁制度について

これについては現在いろいろな法的問題が生じてきている。裁判所が，収容年数を決めて，拘禁する。裁判所が決めれば，終身拘禁することができる。ただし，現在までのところ，終身拘禁された人はいない。約10～11年前から，予防拘禁制度の適用について，必要性という言葉が導入された。しかし，何が必要性の要件に該当するのかは，時期によって変わってきている。必要性は再犯の予測に基づき判断されている。

以前は，精神病の人が予防拘禁の対象になり，その中には21年や18年の拘禁を受けた者もいた。

現在，予防拘禁の対象者は80～100人である。

また，予防拘禁の対象者は，児童虐待，殺人，暴力事件，強盗事件にまで拡大されてきている。

予防拘禁制度を必要とする理由として，次の二つが挙げられている。

(ｱ) 精神病対策

(ｲ) 刑事司法と精神病対策の両方の関わり

なお，精神病の将来予測については，精神科医が行っている。

最近は，累犯が減ってきている。

弁護人としては，予防拘禁に対して，「犯罪は，被告人の人生の一場面で生じたに過ぎない。将来の再犯の危険性はない。」と主張して争うことになる。また，予防拘禁の決定が出た後は不服申立をすることになる。不服申立は，毎年行うことができる。

カ　犯罪被害者対策について

弁護士会は，犯罪被害者対策をリーガルエイド（法律扶助）の対象とはしていない。犯罪被害者対策については，別のリーガルエイド制度がある。その一例としてユスブス（Juss-Buss）などの犯罪被害者対策等がある。

(4) ノルウェーの刑事手続

現在，被疑者は72時間警察留置場に収容されることが規則で認められている。しかし，これは欧州人権条約5条違反であり，現在，警察留置場への身柄拘束時間を48時間に制限する法案が出されている。

裁判官は勾留決定において，最長で8日間勾留できる。昨年，最高裁が，8日間以上警察留置場に入れてはいけないという判決をした。これは拷問禁止条約に基づく判断である。なお，通常，警察留置場で勾留されるのは3～4日間程度だ。

(5) 市民的自由の侵害問題

最近，ノルウェーの刑事司法に次のような大きな変化が生じてきている。

その一つは，ヨーロッパ諸国に共通してみられる特徴であるが，犯罪行為の事後処罰

から，犯罪行為の事前予防に重点が移ってきていることである。この傾向は，2000年以降に顕著である。

アメリカの9.11事件以後，国連においてテロ予防の為の資金移動に対する処罰に関する決議がされた。そして，事前秘密捜査技法が導入された。警察は犯罪が起こる前の段階で情報収集できるようになってきたのである。

これが一般犯罪にも拡大されてきているのであり，犯罪が起きる前の段階で捜査が進むという事態になっている。そのため，弁護人としての活動をどのようにすべきかという問題が生じている。

(6) おわりに

ノルウェー弁護士会の皆さんには，温かく歓迎していただいた。調査団員から質問したいことが沢山あったが，時間が短く，詳しい話が聞けなかったのが残念であった。

聞いた話で印象に残ったことは，ノルウェーでも誤判問題があり，アメリカのイノセントプロジェクトによる誤判の解明と同じように，2004年1月，ノルウェーに刑事事件再検討委員会（The Norwegian Criminal Cases Review Commission ）ができて，活動していることであった。ただし，活動の詳細を聞けなかったのは残念であった。日弁連も，足利事件再審無罪判決等を受けて，本年（2011年）1月，冤罪原因調査究明委員会の設置を求める意見書を発表したところである。誤判問題は，世界共通の人権課題であることを痛感した。

ノルウェーにおいても，刑罰が引き上げられたという問題があるとの話は，日本における，刑法改正による刑罰の長期化や判決の厳罰化傾向と類似していると感じた。

また，捜査過程の録音・録画（可視化）が一部の深刻な事件について実施されているが，法務省は，予算不足を理由に全事件の録音・録画に踏み切っていないとの話があった。ヨーロッパでは，イギリスが全事件の録音・録画を実施していると聞いていたが，ノルウェーでは，いまだに，全事件の録音・録画が実施されていないとの話は意外であった。行刑では，先進的な寛刑政策が実施されているが，捜査手続では，必ずしも，世界の模範となるような制度が実現していないということであろうか。

最近のヨーロッパ諸国に見られる特徴として，犯罪の事後処罰から，事前予防に重点が移ってきており，事前秘密捜査技法（具体的な説明はなかったが）が導入されたとの話があった。

さらに，ノルウェー独自の制度として，予防拘禁刑の必要性等の問題について指摘があった。ノルウェーには予防拘禁刑という刑罰がある。これは，通常の「拘禁刑」に代えて裁判所が宣告する。その後，言い渡した拘禁期間が不十分な場合，検察官の請求により裁判所が審査を行い，拘禁期間を伸長できる。その回数に制限はない。ノルウェーの予防拘禁制度の功罪については，慎重に検討する必要があると思われる。

死刑については，既に廃止されているが，ヨーロッパ人権条約の追加議定書で死刑が廃止されたことにより，ノルウェーにおいて，死刑を導入することは，将来ともあり得ないということであった。したがって，刑事制度については，ノルウェーの弁護士の立場から，捜査の問題や誤判解明制度の意義，予防拘禁制度の必要性等の問題が強調されていたのが印象的であった。

（7）写真

弁護士会

レクチャー風景

弁護士会会議室にて

第６　刑務所訪問

１　ドランメン（Drammen）高セキュリティ（閉鎖）刑務所

(1) 施設の概要等

① 概要

ア　ドランメン刑務所は1962年に設立された高セキュリティ（閉鎖）刑務所（以下,「閉鎖刑務所」という）で，原則として未決勾留中の者を収容しており，裁判所と同じ建物内で，裁判所の上層階に存在している。

イ　当刑務所のような未決勾留中の者を収容する閉鎖刑務所の管轄は，原則として警察の地域的管轄に連動している（すなわち，１警察管区に１刑務所）が，例外もあり，当管轄区域内には，四つの閉鎖刑務所がある。

ウ　収容施設は建物の中の，1，6，7階に存在するが，3区画に別れており，1階（1区）の被収容者には種々の制限が課されているが，6（6区），7階（7区）には制限がなく，ここには学校や仕事場もあって，被収容者は，施設内で教育を受けたり，仕事をしたりすることができる（ただし，6，7区の被収容者でも，非行があると1区へ移動される場合がある）。

エ　職員の数は46人で，そのうち26人が刑務官として被収容者と関わっており，常勤して管理している刑務官は，1区が3人，6区が4人，7区が2人である（被収容者1人に担当の刑務官が1人付くが，1人の刑務官は複数の被収容者を担当している）が，この26人は，3年間，特別のトレーニングを受けた優秀なメンバーであり（男女比は6：4），そのほかに被収容者の教育などに関わる協力者がいる。

オ　近隣は住宅街であり，施設内から外が見られるし，窓を開けることもできるが，このことで近隣から苦情を言われたことはない。

② 被収容者について

ア　現在の被収容者数は54人（男性39人，女性が15人）で，全て未決であり，平均収用期間は40日間である。

イ　国際インターポールによる警察の連携によって，国を超えた窃盗に対する捜査協力があり，その関係で被収容者には外国人が多く，中でも東ヨーロッパ国籍の者が最も多く，（アフリカの）ソマリア人もいるが，ノルウェー人は少ない。

ウ　罪名には制限はなく，いかなる種類の犯罪者（レイプ，殺人，虐待など危険な種類の犯罪を犯した者や処遇が難しい被収容者もいる）でも裁判所から送致されれば収容するが，国家の安全を脅かすような犯罪を犯した者については特別の最重要警備で臨んでいる。

エ　刑が確定した後にほかの刑務所に移送するまでの一定の期間，既決の者を収容しなければならない場合があるが（前記のとおり，現在は未決被収容者のみ），当刑務所はルーフ刑務所（建物しかない刑務所で，運動場などが存在せず，スペースが限られている）であるため，既決の者を収容するには好ましくなく，そのため，なるべく早く大きな刑務所へ移送しようと努力をしているが，大きな刑務所に空きがない場合，移送までに1年かかることもある。

オ　既決の被収容者は，仕事をしたり，スポーツをしたり，夜，コンサートを聴くこともあるが，飽くまで，今後移送されるであろう開放刑務所での仕事に備えるという程度の事しかできず，十分な対応ができているとは言い難い。

カ　被収容者は仕事をすることができ，勤務時間は午前８時から午後３時までで，労働日は週５日制，すなわち，週休２日である。

キ　一般の民間企業から被収容者向けの仕事を提供してもらうが，いろいろな種類の仕事があり，例えば後記の７階での台所における仕事もその一つである（仕事を対しては給与が被収容者に支給される。刑務所内では，未決の被収容者は所持金や差し入れられた金で買い物などができるが，既決の被収容者は仕事で得たお金しか使用できない）。

③　制限について

ア　未決の者を拘禁しているため，警備が厳重であり，被収容者には種々の制限が課せられるが，この制限は裁判所によって，期間を定めて（14日，３週間，１か月等）決定され，これにより，テレビ，新聞，会話等が禁止される。

イ　制限には，被収容者による証拠堙滅の防止等，捜査に支障を生じさせないために課せられるものと，被収容者が薬物を使用したり，暴力を振るったりした場合，あるいは，自傷行為の危険がある場合に，被収容者の行動を制限したり，隔離したりするものがある。

④　その他

ア　被収容者の基本的な食事は無料であるが，欲しいものがあるときには買うことができる（1日使用可能金額は50クローネ（1クローネ15円として750円）であり，煙草代などに使われることが多い）。

イ　お金は特別の口座で管理され，前記のとおり未決の被収容者は家族が送金された金を使用できるが，既決の被収容者は仕事によって得たお金しか使用できない。

ウ　１週間に20分間の電話が可能であり，時間を分けて複数にかけることも可能であるが，原則モニターが付く（弁護士との電話は除く）。

エ　被収容者は学校に通うことができる。

オ　新聞は無料である。

カ　衣服のクリーニングは１週間に１回である。

(2) 各施設

①　１階

ア　１階には受付があり，被収容者はここで入所の手続を行ったり，手荷物等を預けたりする。

イ　居室は，個室であり，１日１時間の自由時間の間，７階の体操場所に行くことができる。

ウ　個室の入口の名札の下には，被収容者の制限を記載したシールが貼ってあるが，その制限の記載の種類は，例えば，テレビ・ラジオ・冷蔵庫・灰皿・シャワー等の使用制限である。

エ　プレイステーションの持ち込みは可能だが，パソコンは不可である。また，個室

に灰皿が置いてある部屋もあった。

② 5階

ア 5階にはメディカルルームと学校（スクール）がある。

イ 授業は11～12人の収容が可能の部屋にて行うが，高学歴のコース高学歴もある。

ウ 教員は，外の学校から派遣され，被収容者は単位を取って，外の学校で勉学を続けることもできる（被収容者が一日中房にいるのはよくないので，学校や仕事場に出て，そこでの活動により忙しさを保つようにしているとの補足説明があった）。

③ 6階

ア 接見室

1回に4人まで可能であり，1グループで1時間30分接見でき，土日の接見も可能である。

接見室には，子どものおもちゃも置いてあり，窓からは景色も見え，立会いは原則として行わず，出入りにチェックするだけであり，接見を許すか否かは裁判所ではなく現場が判断する。

イ 収用室

収容室は廊下が広く，スポーツ施設が置いてあり，また，収用室とは別に自由スペースがある。

収用室のドアには鍵があるが，フリースペースには鍵はなく，窓は（一部）開けることができ，これらを使用できる自由時間は午後6時から7時30分頃までの間である。

④ 7階

ア 食事

食事は自分の個室で行うが，提供されるもの以外に，食券で買って自由に食べることもできる。

イ 台所

台所では被収容者が被収容者のための食事を調理している。

ウ 図書館

公立図書館の一部と位置付けられており，週2回，公立図書館から職員が派遣され，被収容者の希望を聞いて図書を購入することもある。

エ スポーツ施設

6個の運動器具が置いてあり，1区の被収容者は1人で利用しなければならないが，6，7区の被収容者は複数で利用が可能であり，1日1時間半程度の利用が可能である。

⑤ 屋上（運動場）

屋上の吹き抜けが運動場となっており，広さは30～40㎡ぐらいで，壁があり（壁にはトロピカルな絵が壁画として描かれており，1990年にアーティストが描いたもので，落書きも欠損もないことから，被収容者に気に入られているとのことであった），天井には，網状の鉄筋が施設されている。

(3) 感想

① 以上のとおり，ドランメンは日本でいえば拘置所に該当し，そのため，社会復帰のための態勢は不十分であり，施設の秩序維持，証拠隠滅等の防止という観点から警備も厳重で，写真撮影も許可されなかった。

② しかしながら，そのような施設でさえ学校や仕事場があり，テレビやラジオ，プレイステーションの持込みは可能であって，日本の拘置所との格段の相違に驚くとともに，深い感銘を受けた。

③ また，我々に施設の説明をしてくれたセクションリーダー（区長）のロジャー（Roger）氏は15年間勤務しているが，刑務官は素晴らしい仕事と誇りにしており，被収容者を信頼されており，被収容者の今後の人生を改善できる可能性のある，やり甲斐のある仕事であると言われていたが，このような刑務官の姿勢，考え方にも学ぶ点は多い。

(4) 写真

刑務所の全景

2　セム（Semb）閉鎖刑務所

(1) 施設の概要等

① セム刑務所は閉鎖刑務所であり，ノルウェーの南部管区に所属している（南部管区における刑務所の収容人数の合計は約700人，セム刑務所の定員は62人である）。

② 被収容者の3分の2はノルウェー人であるが，その他の多くは東ヨーロッパの人々であり，リトアニア人やポーランド人もいる。

③ 未決と既決の双方が収容されており，未決被収容者は未決段階が終了して釈放されるか，あるいは既決囚として（刑期満了又はほかの開放又は閉鎖刑務所に移送されるまで）引き続き収容されることになる。

④ 既決被収容者は未決から引き続いて収容される者が大部分であるが，ほかの刑務所の処遇に適応できない等の理由で，年間数名くらいの既決の者がほかの刑務所から送られてくる。

⑤ 被収容者の世代は若い者が多く，罪名は窃盗，強盗，薬物関係が多く，収容期間は未決被収容者が基本的には1年未満であり，既決被収容者はおおむね6か月以内で，平均収容日数は約60日間である。

⑥ 当刑務所は，分類センターの役割も果たしているが，その処遇プログラムは，基本的には，短期の受刑者用に限定されるため，6か月以上の長期の受刑者については，ほかの処遇プログラムを適用するためほかの刑務所に移送することになる。

(2) 刑務官・職員など

職員は56人で，臨時の職員を含めると約70人（その内女性は約40%）であるが，刑務官はそのうち38人で，全員が刑務官研修課程という教育課程を受けている。

(3) 被収容者の処遇

① 処遇原則は，「外の世界と刑務所の中であっても，収容者は同じ権利を持っている」ということである。

② 入所時の分類調査とユニット制

ア 分類のためにA1，A2，Bというユニットを設けており，A1ユニットの段階では，新受刑者を個別に収容して，分類調査を行い，本人の心理的な傾向や社会的な状況及び本人のプロフィール等を調査し，適切な処遇を行う。

イ その後A2の段階に進み， 部屋を掃除したり，洗濯をしたり，ジムで筋力トレーニングを行ったり，各種スキルを身につけさせる訓練を行う等，刑務所内での生活を主とした処遇を行う。

ウ Bユニットでは，健康医療や学校教育を行うが，当刑務所には外部の看護士が毎週月曜日から金曜日まで，外部の医師が毎週火曜日と木曜日に来所し，被収容者は，健康医療のサービスが受けられ（医療については，全ての被収容者が対象である），このように教育を受ける権利や医療サービスを受ける権利は，刑務所内においても，外部の世界と同等に保障されている。

③ 面会

ア 面会については，未決と既決との間で差異はない（ ただし，裁判所から面会を

禁止するとの指示があった場合には許されない)。

イ　面会をする場合には，被収容者と面会者双方から申請をする必要があり，同申請に基づき，刑務所及び警察が面会の事情や背景等について確認した後に面会が許される。

ウ　面会室は，個室であり立会人はいないが，薬物の授受を防止する必要がある場合（例えば薬物事犯において家族ごと薬物に関与している可能性がある場合等）は，間に仕切りがある部屋で面会させることもあり，この場合の会話は，スピーカーシステムを利用する。

エ　面会回数は1週間に1回，面会時間は1時間であり，土曜日も面会できる。

④　電話及び手紙

ア　裁判所から制限を受けている場合を除き，電話を掛けたり，手紙を出すことができ，その相手方についても制限はない

イ　ただし，電話は1週間に20分，3回までであり，電話も手紙もノルウェー語と英語によるもののみが認められている（電話及び手紙について，刑務所ではその内容を確認している)。

⑤　刑務作業

ア　作業時間は，午前8時から午後3時までであり，刑務所での教育，各種ワークショップに参加した場合でも1日56クローネ（1クローネ15円として840円）の報酬が支払われ，何もしないときでも1日37～38クローネ（500～600円）が支給されるが，土曜日及び日曜日は支給されない。

イ　木工工場や金属加工工場もあり，前者では常時6～7人が働いており，子ども用ベッド，おもちゃ，家具類などの木工品を製作している。

⑥　刑務作業型で作業を通じたワークショップ等

ア　ワークショップ専用のユニットがあり，16人の受刑者がワークショップに参加し，そのうち14人が工場に働きに行き，残り2人がこのユニットに残って掃除をしたり，いつでも部屋を使える状態にしている。

イ　受刑者は，午後3時頃このユニットに戻り，午後4時までは自由時間であり，散歩したり，ボール遊びなどをし，その後，各自が自分の居室に戻って「温かい」食事をとる（なお，日曜日と祝日にはソーシャルスキル研修の目的で，このユニットで食事をとる)。

ウ　また，午後5時15分から同7時30分までは完全な自由時間であり，部屋の外へ出て自由な時間を楽しんだり，図書室に行って読書をしたりする。

エ　刑務所から提供される食事以外の食事を希望する者は，自己の所持金で刑務所内のショップから食料を買ってきて料理することができる（平日の夕方の時間帯と土曜日と日曜日にはレンジを使用することもできる)。

⑦　居室

ア　A1のユニットの居室にはテレビが設置されており（15ないし20のチャンネルがあり，自由に観ることができる)，サンドウィッチや食物を持ち込むこともできる。

イ　A1の建物は1863年に建築されたため，居室にはシャワーやトイレは付いてお

らず，そのため，13人に1つのトイレしかないが，ほかの新しい建物の居室にはシャワーやトイレ及び連絡用マイクが設置されており，刑務官と連絡がとれることになっている。

ウ　Bのユニットには主に学校教育を受けている人たちが収容されており，居室には，洗面室とトイレが設置されているが，午後8時15分には被収容者は自分の居室に戻り，静かにしていなければならない（ただし，テレビを観ることはできるし，就寝時間についても制限はない）。

⑧　運動時間

運動時間は，1回1時間であり，1993年に改築された新しいユニットにはジム，図書館及び学校施設等があり，同所で運動をすることもできる。

⑨　保護房

ア　保護房は，問題のある被収容者を一時的に隔離するための施設であり，入室前に身体検査をし，所持品の検査をする。

イ　収容時間は最長72時間であるが，72時間を経過した場合には南部管区に報告し，使用継続についての判断を求める。

ウ　保護房は，約20年前には4日に1回くらい使われていたが，現在は2か月に1回くらいであり，このように 使用する頻度が激減したのは，社会福祉サービスの人が来所し，問題を抱えている人を発見して，処遇プログラムの中で調整することができるようになったからである。

エ　保護室に収容される者の多くは薬物中毒や精神障害者であるため，保護房に収容した場合には，外部の医師と連絡をとり，常に医師が被収容者の状態を確認し，必要な医療の措置を講じることができる体制がとられている。

⑩　図書室

利用できる本の冊数には制限がなく，中央図書館やオスロ図書館からも本を借りることができるが，利用できる本の種類については制限がある（例えば，ナチス関係の書物の閲読は禁止されている）。

⑪　施設の警備

監視カメラを常時稼働させ，また，ワークショップの出入りの際には，身体検査機により，ワークショップの際に使用した物品の持込みについてチェックしている。警備のための手錠及び警棒はあるが，それ以外の武器などはない。

(4) 社会福祉サービスのソーシャルワーカーとの連携

①　被収容者（未決及び既決）が出所する際，何らの準備もないままでは一般社会に適応できない場合があり（例えば居住先や勤務先のない者や薬物中毒者等），そのため，被収容者が出所するに当たって，社会福祉サービスと連携し，出所予定者が具体的にどのようなニーズを持っているかを確認し，これに適合する対応策をとるという処遇方法をとっている（なお，社会福祉サービスとは別に，刑務所内にも独自の社会スキル研修コースがある）。

②　例えばノルウェー人には居住の権利が保障されており，出所予定者が住居を確保できない場合には，社会福祉サービスにより住居の提供を受けることができ，出所予定

者の手持ち資金が乏しい場合には，社会福祉サービスの利用により最低限の生活費が支給されるが，その額は1か月当たり3500クローネから3800クローネ（約5万円から6万円）である。

③　犯罪を20回も30回も繰り返すような累犯受刑者に対する処遇及び出所に関しての援助には，非常に悩みがあるが，少しでもやる気があると判断できる場合には，必要な支援をできるだけ提供できるよう努力している。

(5) 感想

①　以上のとおり，セムは既決被収容者を収容することも目的としているため，閉鎖刑務所とはいっても，（未決被収容者のみの）ドランメンに比較すれば被収容者に対する制限は緩和されており（写真撮影も許可された），刑務作業など社会復帰に向けた体制も充実している。

②　とりわけ，「外の世界と刑務所の中であっても収容者は，同じ権利を持っている」という処遇原則とその実践，刑務作業に対する報酬の支払い，出所の際のソーシャルワーカーとの連携による被収容者の社会復帰への協力体制等，我々の学ぶべき点は多い。

(6) 写真

刑務所の玄関

面会室

居室

居室内のテレビ

トイレ

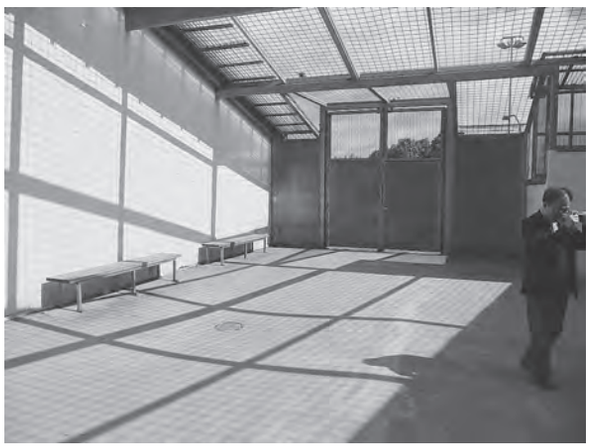

運動場（屋内）

体育館

木工工場

シャワー室

運動場（屋外）

3　ベルグ（Berg）低セキュリティ（開放）刑務所

(1) 概要

① 歴史

ノルウェーは1940年にナチス・ドイツに国土を占領されたが，その際，当刑務所はノルウェー人やノルウェーに居住するユダヤ人の強制収容所として建設され（ユダヤ人はその後，ポーランド等の強制収容所に移され，そのほとんどが処刑されたとのことである），施設内には現在も，当時使用された地下の懲罰房や当時の被収容者の名前等が刻まれた石碑などが残されている。

② 被収容者

ア　低セキュリティ（開放）刑務所（以下，「開放刑務所」という）で，被収容者数は48人で全て男性である。

イ　被収容者はノルウェー東部の刑務所から移送されてくる人々であり，その犯罪はいずれも重罪で，子供に対する性犯罪が9人，殺人が10人，薬物事犯が10人，重大な暴力事犯が6人で，その他は横領，詐欺，強盗である。

ウ　したがって，その宣告刑の平均は7.2年で，ノルウェーの平均刑期90日に比べて極めて長いが，実際にこの刑務所で服役する刑期は1年から3年である（ほかの刑務所で一定期間既に服役しており，また，刑期の3分の2以上が経過すれば仮釈放が可能となるため）。

③ 入所手続

ア　まず，（ほかの刑務所に収容されている）被収容者からの申請が必要であり，その際，申請者は当刑務所でどのような処遇を受けたいのか，自分は何をしたいのか，自分の行った犯罪についてどのように考えているか等を明らかにしなければならない。

イ　これを受けて，当刑務所の職員が各地の刑務所に赴き，申請者に直接面接するが，その際は，特に当刑務所でどのような生活を送りたいのか，申請した動機，受けた刑罰の内容などについて詳細に審査される。

④ 支援グループ等

ア　当刑務所内には，暴力事犯，薬物事犯，薬物治療等についての支援グループが常駐している。

イ　また，外部の社会福祉サービス機関，学校，ソーシャルワーカー，精神科医等とも連携しており，精神治療，心理療法などについて，外部に出て支援を受けたり，教育を受けたりすることもできる。

⑤ 職員

ア　正職員数は36人であるが，全て2年間以上の特別課程を経た者で，教育程度は極めて高く（と，誇り高く説明されていた），被収容者ごとに担当が決められている。

イ　その他，被収容者に対する教育のため，農業，建築，実践教育等の専門的知識や経験を有する人も職員として雇用している（ちなみに，職員は刑務所敷地外の各々の自宅から通勤しており，日本のように敷地内又は隣接地に官舎があるという状態ではない。ただし，昔は官舎が敷地内にあったようで，その建物は現在も残ってお

り，現在は国営の賃貸住宅として利用されているということであった)。

ウ　職員の中には制服を着ていない（私服の）者も多い。これは，社会復帰が近づけば私服の人と接触する機会を多くしなければならないこと，制服は職員とのコミュニケーションを疎外すること，被収容者が外部に出る際，これに付き添う職員が制服を着ていることは適当ではないこと等の理由による。そのため，刑務所内で私服でいる人は，誰が職員で誰が被収容者（勿論私服で，髪型も自由である）かは一見しただけでは分からない。

⑥　処遇方針

ア　被収容者は自分の犯した犯罪と真剣に向き合い，人生において，犯罪を犯すことに代わる生き方を見つけなければならない。

イ　被収容者はグループに分けられ，グループごとに処遇計画が立てられるが，必ず働かなければならず，何もしないということは許されない（働くという中には，草刈り等施設のメンテナンスに関わる作業や学校教育を受けることも含まれる)。

ウ　一定期間の刑期経過後，被収容者は外部の学校や職場に行ったり，(1年に18日まで）家庭に帰ったりすることもできるが，このような処遇は，被収容者に対する「信頼」(Trust）に基づいている。

エ　被収容者の中には「信頼」を裏切って戻ってこない者もいるが，年に1ないし3人程度であり，そのような場合は，元の閉鎖刑務所に戻されることになる（その他の理由―例えば外出中にほかの犯罪を犯すなど―も含め，元の刑務所に送り返される者は年に3ないし6人である)。

(2) 施設の状況等

①　周囲の状況

刑務所の周囲は林であり，建物の周囲には金網の柵のようなものはあるが，(日本のような高い石造りの）塀はなく，全体として牧場か農場の中に建物が散在している感じで，さらに，被収容者を写さない限り，施設内の写真撮影や録音も許可され，前記のように私服の職員も多数いるなど，物理的にも精神的にも，極めて開放的である。

②　図書館，学習室

ア　図書館には約2000冊の書物のほか，雑誌も取りそろえられ，借りることもできる。

イ　隣室は学習室で，パソコンもあり，インターネットを使用したり（制限はあるが)，ここで，高等学校程度の教育を受けたりすることもできるが，更に大学に進学したり，外部の学校に通うこともでき，現に何人かの被収容者が勉強中で，中には大学の入学試験のための勉強をしている人もいた。

③　自動車修理工場

ア　ここでは，被収容者が専門技術を持った職員から自動車修理の技術を学び，資格を取り，釈放後はその資格を活かした仕事に就くということであり，現に，数人の被収容者が実習中であった。

イ　資格を取るには2年間の研修と2年間の実務経験が必要であるが，入所までに既

に実務経験がある人の中には受刑中に資格を取る人も年に2人くらいおり，また，入所までに既に資格を持っている人がほかの被収容者を教えることもある。

④　居房

ア　居房は3畳程度の広さで，ベッドと椅子，机が備えられ，廊下と反対側には窓があって，外もよく見え，日当たりのいい，快適そうな部屋であった。

イ　大概の被収容者はテレビを持っており，許可を得ればコンピューターを持ち込むこともできる。また，自転車や車を持っている者もおり，車は仕事や家族に会いに行くため，遠距離を移動しなければならないときに，（特別な許可を得て）利用することができる。

⑤　農場，牧場

ア　ここでは技術を持った職員が被収容者に農業技術を教えており，農場（広さ10ヘクタールー10万平方メートル）ではトマト，タマネギ，ジャガイモ等が栽培されている（当刑務所内で使用するほか，他の刑務所施設へも無料で配布される）。

イ　牧場では羊が飼育されているが，ちょうど餌の時間で，我々は動物園のように羊と戯れることができた。

⑥　その他

ア　我々は2人の被収容者と直接話をすることができた。1人は（特別の許可を得て）鍛冶屋の修行中の人で，現に，鉄を鍛錬して刃物の刃を作っており，壁には，完成した刃が置かれていた（このように，被収容者が火や刃物を扱うことができるというのは驚きであるが，その根底には，職員と被収容者との「信頼」がある）。

イ　もう1人は以前重警備の刑務所に受刑していた人で，そこでの経験を執筆中で，近く出版される予定ということであった。

(3) 感想

①　以上のように，当刑務所は開放刑務所で社会復帰前に収容されるところでもあることから，職業訓練，勉学，学校教育，資格取得等の社会復帰に向けた能力獲得のためのシステムが充実している。

②　さらに，高い塀はなく，開放的な環境で，パソコンの持込みも可能であり，常時接触する職員は私服で，外部への通勤，通学，家族との交流等も可能であるなど，可能な限り外部の社会に近い環境が整備されており，これにより心理的，精神的にも社会復帰がスムーズに行えるように工夫されている。

③　職員は自己の職責を自覚し，これを誇りに思い，被収容者を対等の個人として尊重し，理解し，被収容者との間に信頼関係を構築し，被収容者が社会復帰に向けた活動を自発的に行うよう努めるのであり，前記の鍛冶屋研修が可能になったのも，このような信頼関係と自発性の賜物である。

④　また，当刑務所の被収容者が当刑務所外でほかの犯罪を犯した場合でも，近隣住民あるいは一般社会からの批判，苦情はないということであったが，このような一般社会の理解も，当刑務所のような開放処遇を支えている大きな要因といえるであろう。

（4）写真

入口

学習室

自動車修理工場

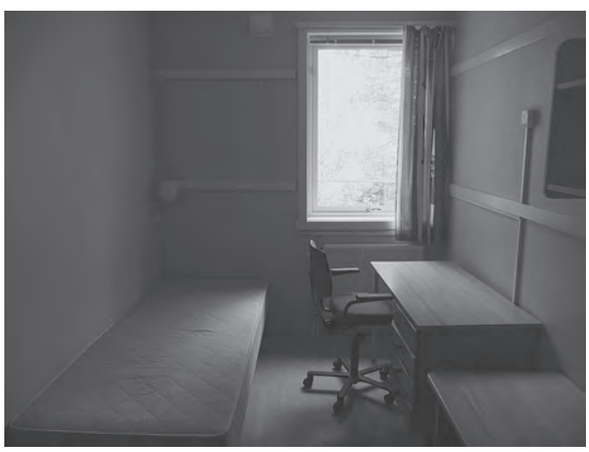

居室

牧場

農場

強制収容所時代の鎮魂の石碑

強制収容所時代の懲罰房

4　サンダカール（Sandaker）開放刑務所（ハーフウェーハウス）

(1) 概要

① サンダカールは，全国に8か所ある最も開放的な刑務所（ハーフウェーハウス）の一つで（ハーフウェイハウスは全国に120施設があり，約3500人が収容されている），通常の集合住宅の1階部分に位置し，施設の面積は800㎡，16の個室があり，年間で50～60人を収容するが，被収容者の滞在（在所）期間は3か月～12か月である。

② 当施設では男女とも収容しており，中にはカップルになろうとする人たちも出てくるが，フロアは一つしかないので難しい面もある。しかし，男性も女性も両方いるという，ごく自然で良好な環境を作っている。

③ 個室には鍵があるが，施設職員が施錠することはなく，個々人が必要と考えれば自室に鍵をかける。

④ この施設に入るためには，被収容者が文書で申請を行う必要があり，施設側からの情報を基にして，施設職員が本人にインタビューを実施し，受入れの可否を決定する。

⑤ オスロ市内の普通の住宅地の一角にあるという立地条件から，性犯罪とギャング犯罪の被収容者は受け入れないが，それ以外は罪種に関係なく受け入れる。ここに来る以前に長期間，受刑していた人たちもいる。

(2) 被収容者と職員の関係性

① 被収容者が守るべき規則はあるが，極めて低いセキュリティレベルで，制服もなく，施設長自身も，いつもポロシャツにジーンズ姿である。

② 職員と被収容者は対等な関係であり，互いにファーストネームで呼び合う。相互に敬意を払うことを重視しており，職員が被収容者に敬意を払うことで，被収容者も職員に敬意を払い，良好な関係をつくりあげている。被収容者と職員の目標は同じであり，ドラッグや犯罪のない普通の生活状態を目指すことである。

③ 当所で行う手法として「会話」がある。職員と被収容者が一対一で会話をし，将来の生活計画（住居の確保，経済的問題など）や，そのための対処方法等，直面する実際的な問題について話し合う，というものである。

④ 職員は，受刑者の友人であり，かつ看守でもあるという二つの役割を負っている。被収容者に対してドラッグテストを行い，規律違反に対しては厳しい助言もするが，良い結果に対しては称賛をおくる。これは専門性を要する難しい仕事である。

(3) 日常生活

① 収容者1人につき，1人の担当官が付き，一つのチームとして，将来の計画について話し合っていく。スタッフとしては所長，副所長ほか10人の職員がおり，刑務官とソーシャルワーカーが半々である。

② 被収容者は日中，通勤や通学などで皆外出するが，外で働いて得たお金は被収容者自身の収入となり，通学の場合は，通学手当てが施設から支給される。こうして，経済的に自立し，自分でやりくりすることが求められている（本人に収入がある場合に

は，1500クローネ（約2万2000円）の住居費を支払う）。

③　被収容者は，一人一人が様々な問題（薬物依存，社会的な関係構築における問題，貧困，社会的な行動の問題等）を抱えているので，出所までに，被収容者が自分自身で自分の生活・行動をコントロールできるように，家族や友人との接触をとったり，携帯電話を使用したり，インターネットの利用も行う。

④　被収容者は，ここに来る以前は，制服を着て個室に施錠された状態で過ごしていたが，ここでは，より普通の，社会と同じような環境で，ほかの人たちと知り合いにもなることも，話をすることもできる。

⑤　ここで過ごす期間を使って，釈放までに，より普通の生活ができるためのトレーニングを行うことができ，これにより，釈放後もうまく社会に復帰できる可能性が高くなる。

⑥　被収容者は収容中のみならず，出所後も職員に自分が抱えている問題点を相談することができる。

(4) 規律違反への対処

①　ここでは，規則はできるだけ少なくするように努めている。少ない規則で，できるだけ社会の普通の生活に近づけ，普通に節度ある行動がとれるようにしようとしている。例えば夜中の3時にテレビを見たいという場合，見ることは構わないが，翌朝にはきちんと起きて，仕事に出なければならないよ，というように，規則で縛るのではなく，非常識な行動をとることによって自ら困難に直面するようにしている。

②　ここでは，一切の違反を容赦しない，という方針はとっていない。ドラッグテストで陽性のこともあるが，本人が問題行動を全く認めない場合には元の施設へ送り返されることになるが，なんとか自分が抱える問題に取り組みたいという場合には，違反があっても普通はもう一度チャンスがある。ここでは規制は余り行わない。被収容者全てのことをよく知っているし，緊密に会話をし，接触を保っているので，何か問題があればすぐに気付くからである。職員は，部屋の点検も行うし，犬を連れて薬物の探査もするし，被収容者が実際に仕事や学校に行っているか，現場のチェックも行う。時間に関しては厳しく管理しており，週末や午後の外出には許可が必要である。

(5) 保護観察所としての役割

①　約半数の被収容者は，ここで数か月を過ごした後，その刑期の満了まで自宅拘禁（電子監視なし）となって残りの刑期を過ごすが，釈放後もこの刑務所がスーパーバイズしていくため，刑務所であると同時に，保護観察所機能も果たしている。

②　その間，月に2〜3回は職員が対象者を訪問するほか，対象者は週に1回，この施設を訪れ，また毎晩電話で連絡を入れる必要がある。緊密に連絡をとることにより，指導を行っていく。

(6) 職員のチームワーク

①　スタッフ同士がカウンセリングを行い，どのようにして最善の処遇を行っていけるかについて話し合う。

② 毎週月曜に4時間の会議を行うほか，毎朝，午後，夜間シフトに入る前の3回，職員同士で被収容者について会話を持つようにして，全職員が全被収容者について最新の情報に接するようにしている。

③ シフト制のため，日常，全ての職員と顔を合わせることはできないので，さらに，月に1日は，全員が集まって話合いを行う。

④ 個々人に対する処遇と併せて，環境に合わせて被収容者全体に対しても処遇を行っていく（例えば，クリスマスにはパーティーを開いて皆でご馳走やスピーチを楽しみながら夜を過ごす）。

⑤ 職員は日常業務をきちんと行うことを心がけている。それがうまくできないと，重要な任務である，被収容者たちを導くということができなくなるからである。職員の仕事は，ちょうどチームでサッカーをやるようなもので，よいチームによってこそ，よい仕事ができる。

(7) 施設長であるラース・オスター（Lars Øster）氏男性・47歳）の話

① 特別なプログラムは実施しているか？

ア 「一対一」というプログラムを行っている。これは会話を通じてコミュニケーション能力を高め，命令を受けて動くのではなく，自分で問題を解決できるようにしようとするものである。

イ また，キリスト教会と協力して，被収容者が出所後の配偶者との関係をうまく作っていくためのプログラムを行っている。

ウ 赤十字との協力によるプログラムもある。赤十字が施設（「ネットワークハウス」）を持っていて，そこに，ボランティアも一緒に参加して，被収容者たちが様々な活動を行うことができる。また「ウェイバック（Way Back）」という元受刑者たちの団体とも協力し，また違ったタイプの活動をしている。

エ 孤独や薬物，羞恥心等様々な問題を抱えた被収容者たちが，それぞれの困難に対処していく姿には非常に感銘を受ける。15年間この仕事をしているが，1000人もの受刑達と出会い，殺人，強盗，その他様々な罪を犯した人たちに会って，彼らがなぜ，そのような事件に至ってしまったかを見てきた。彼らが問題を克服し，人生をやり直そうとする作業の手助けに，自分自身が関わることができて，大変幸運だと感じている。

② 自分たちの仕事をどう評価し，またニーズに合っていると思うか？

ア 被収容者らによる評価は，年によって大きく変動する。私個人は，もっとこうした施設が必要だと考えている。たしかに一定の人々には，ある程度の期間，閉鎖施設で過ごすことも必要であろうが，しかし，こうした施設では，自分自身の生活を自分でコントロールできる術を身につけることができ，それがよい社会復帰へとつながる。したがって，全ての受刑者が，出所前の時期にはこうした施設で生活することが有効であると考えている。

イ なかには，出所後もこうした場が必要な人がいる。ここにいれば，少ない規則ではあるが秩序を保って生活ができ，ほかの人と会話もでき，自分自身の生活をコントロールすることができるが，釈放されてしまうと，話をする友達もいない，お金

もない，ということで，またおかしな行動に出てしまう人たちがいる。

ウ　15年間ここで働いていて，私やほかのスタッフに脅迫的なことをした被収容者は今まで1人もいなかった。これは，相手を適切に扱えば，相手もまたこちらに敬意を払ってくれるということの証左である。元被収容者が，ここへコーヒーを飲みに訪れることがあるが，それは彼らの義務だからではなく，そうしたくてやってくるのである。

③　こうしたタイプの施設にはそれぞれ，帰住地が施設から近い人が入っているのか？

そのとおり。ここなら，オスロ市内や近郊の人が来ている。

④　仕事は，ここに入所する前に見つけるのか？

ここに来る前に，既にその施設で仕事を探す手助けをしている。しかし，ここで過ごす間，別の仕事に就きたいという場合もあり，そうした変更も可能である。ただし，自分で事業を興したり，親族の仕事を手伝うことは認められていない。

⑤　帰るべき家やお金がない人に対してはどのようなサポートをするのか？

ア　住む場所は出所前に確保しなければならないことになっており，全員，住所を確保して出所する。

イ　経済面については難しく，在所中から働きかけるが，出所後もうまくいかない場合は社会福祉事務所等につないで援助を受けさせる。

ウ　住まいと経済問題は，被収容者の将来計画の二本柱であり，在所中から勤務先や社会福祉事務所のスタッフ，被収容者がかかっている医師等，外部の人を招いて会議を持ち，対応を協議する。

(8) 被収容者（男性・47歳，たまたま施設にいて，インタビューに応じてくれた）の話

①　どんな仕事をしていますか？

アパートの修理や清掃等の仕事をしています。朝7時半に出て午後4時に帰ってきます。

②　通勤に支障はないですか？

ないですね。朝，出るときには職員が4人くらいしかいませんが「ドアを開けてください」と声をかけて出ます。職場へは片道30分くらいです。帰ってきたときにはベルを鳴らして「開けてください」と声をかけます。ここでは全員そろって食事をすることはないので，毎日食料品店で食料を買ってきます。

③　今の仕事はどうやって見つけたのですか？

私はここにきてまだ3週間で，以前はオスロ刑務所にいました。薬物の問題を抱えているので，リハビリ施設に行きたいと考えていたのですが，9月までは入れないということでした。9月まで待つのは長すぎるので，こちらに来ることを希望しました。オスロで仕事のトレーニング等を受け，そこで仕事を探しました。その仕事を現在も続けています。

④　仕事は自分で探したのですか？

刑務所が探してくれました。刑務所と外部の企業との間で合意書を交わしており，受刑者に仕事を提供します。この仕事は無償です。私にとって必要なのは，お金ではなくトレーニングです。私は人を信頼することに問題を抱えているので，よい訓練に

なっています。

⑤　後でほかの仕事を探す際には，現在の企業が推薦状を書いてくれますか？

はい。今の仕事が終われば，その段階で書類を出してくれることになっています。

⑥　職場のほかの従業員たちが，あなたが受刑者だと知っていますか？

ええ，みんな知っています。もちろん全てを知っているわけではありませんが。

⑦　出身地はどこですか？

私の故郷は南部のクリスチャンサンです。2005年に，そこからリハビリ施設に入りました。故郷では悪い友人がドラッグをやったり犯罪をしたりしていたので，出ていかざるを得なかったのです。その後，現在は4年間くらいドラッグを使わずクリーンな状態でいます。クリスチャンサンには母と姉がいて，家族とは良好な関係です。父は既に亡くなっています。姉もかつては薬物依存でしたが，ここ14年間はクリーンな状態です。

⑧　週末はどう過ごしていますか。

仕事のための外出を除いて，週に10時間の外出が可能ですし，月に4日間の外出ができます。

⑨　無給で働いているそうですが，食費など日々の費用はどうやって賄っているのですか？

年金です。12歳頃から薬物依存になったためです。

⑩　この施設についてはどう思いますか。

刑務所経験は20年くらいあり，いろんなプログラムも受けてきましたが，今までで一番よいところです。私の一番の課題は社会的関係の構築ですが，ここでは適切な援助を受けることができます。

⑪　将来はどうしたいですか。

薬物を断って，きちんとした生活をすることです。今の仕事は刑期の最後まで続けていきたいです。出所後は，年金収入があるので働かなくても食べてはいけますが，自分のために何か仕事をしたいと思います。

⑫　故郷に帰ってお母さんと暮らしたいですか？

将来はそうですね。でも，今すぐはダメです。クリスチャンサンはとても小さい町です。私の世代のほとんど全部の薬物中毒者はみんな知り合いです。かつて，友人とドラッグやギャングの出てくるアメリカ映画を見た後，そのとき私は3年くらいドラッグを断っていたのですが，お互いに顔を見合わせてにやりとし，そのまま私の車でドラッグを買いに行ってしまったことがありました。ですので，すぐには帰りません。

(9) 感想

①　ドランメン，セム，ベルグ各刑務所についての報告のとおり，ノルウェーでは，職業訓練と教育という社会復帰と再犯防止に最も大切な施策は維持しつつ，日常生活に対する制限については厳格な（といっても日本に比較すれば格段に開放的であるが）閉鎖刑務所から緩やかな開放刑務所に移行させる。

②　そして，最終的には，当刑務所のような，制限がほとんどなく，社会内とほぼ同じ

生活を営むことができる施設に順次移行させ，さらに，社会福祉サービスとも連携することにより，被収容者の社会復帰がスムーズに行える体制が整備されるのである。

③　以上のように，サンダカ―ルは，ノルウェーの刑事（矯正）政策の集大成であり，あるいはこれを体現しているともいえる施設であり，刑務所訪問の最後を飾るにふさわしい施設であった。

（10）写真

台所

ロビー

居室

トイレ

ランドリー

ジム

調査団員の感想：社会福祉と一体となった行刑制度

三上孝孜（大阪）

1　短いノルウェー訪問であったが，行刑の在り方や再犯対策についての有意義な見聞をすることができた。
最も強い印象を受けたのは，2か所の開放刑務所であった。

2　一つ目は，Berg刑務所である。これは，オスロ郊外にある，いわゆる開放刑務所である。刑務所といっても，牧場のような感じで，広い草原の中に，木造の平屋建ての建物（居房）が点在していた。周囲はフェンスが張られているが，玄関は開けっ放しになっており，囚人も，出入り自由である（夜は閉めると言っていたが）。

囚人は48人で，平均刑期は7年であるが，重警備刑務所で刑期の3分の1以上を終了した者が入っている。

この刑務所から，外部に通勤したり，学校へ行ったりしている者もいる。1年に18日間自宅に帰ることができる。外へ出て，刑務所に戻る時間を守らないと，重警備刑務所に送り返される。もっとも，1割程度は，外へ出て，戻って来ない（逃亡する）者もいるとの話は，気になったが……。

囚人の居房は，木造平家建（外から見れば，草原の住宅のような感じ）の中にある。3畳程度の個室で，テレビ，パソコンの持込が自由になっている。なお，テレビ，パソコンを部屋に自由に持ち込めることは，訪問した重警備刑務所であるDrammen刑務所でも同様であった。いずれの刑務所でも，テレビのチャンネルは，外部の一般市民と同じく，自由に選べるようになっている。これも出所後の生活がスムーズに始められるように，外部の一般市民と同じ条件を保障しているとのことであった。

図書室，パソコン教室もあり，囚人は，図書やパソコン，インターネットの利用を自由にすることができる。

牧場もあり，羊を放牧していた。囚人が羊の世話をしている。自動車修理工場があり，囚人が修理工の資格を取る訓練をしていた。鍛冶工場があり，囚人が刃物を作っていた（これには驚いた）。

看守の多くは，私服であり，囚人ごとに担当者が決まっており，職業指導や出所後の生活指導をしていた。

総じて，自由で，開放的な環境の下で，囚人の社会復帰に向けた，指導，訓練がなされていると思い，感心した。

3　二つ目は，Sandaker刑務所（ハーフウェーハウスといわれている）である。これは，オスロ市内の普通の住宅街の中にある。鉄筋コンクリートの集合住宅（マンションのようなもの）の1階にある。通常のマンションのような感じである。玄関からの出入りについては，職員の許可がいるようだ。収容者は，ここを住まいとして，職場に通勤している。食堂や調理場があり，包丁も自由に使えるようになっていた（収容者が包丁を自由に使えることには驚いた）。洗濯機も置いてあり，自由に洗濯できる。また，1

か月に4日間外出できるとのことであった。

職員は，私服である。面会した収容者は，出所したら日本へ行きたいと言っていた。玄関からの出入りの許可制を除くと，施設内での生活は，自由が大幅に認められているように思えた。

4　二つの施設を含め，収容者が，刑務所から出所する場合は，国が，住宅の確保や就職等について，相当の援助をしているとのことであった。このような国の援助制度は，再犯を防ぎ，犯罪者の社会復帰のためには不可欠だと思われる。日本は，国による，出所者の住宅や就職の援助がほとんどなく，このような制度の欠陥が，再犯を生む大きな原因になっていると思われる。

人的体制について印象に残ったことは，刑務所の職員は，2年間の専門教育を受けた，社会福祉関係の専門家であるということであった。専門教育はアカデミー（専門教育学校ということであろうか……）に入って受けるとの説明であった。

日本では，刑務所の職員は，看守として，治安職員に位置付けられている。ノルウェーでは，刑務所の職員（一部かもしれないが……）は，社会福祉関係の専門家が当てられているようだ。この理解が間違っていなければ，刑務所（特に開放刑務所）における，収容者の処遇は，出所後の社会復帰に重点が置かれていると思われる。これは，日本の行刑制度において，抜本的に改革されるべき問題だと思う。

5　総じて，ノルウェーでは，行刑制度や再犯防止政策が，社会福祉政策と一体となって行われ，これが成功しているとの印象を受けた。このような政策は，クリスティ教授らの，収容者の社会復帰重視等の理論的影響によるものと思われる。

ノルウェー矯正サービス
Jonas Aga Uchermann

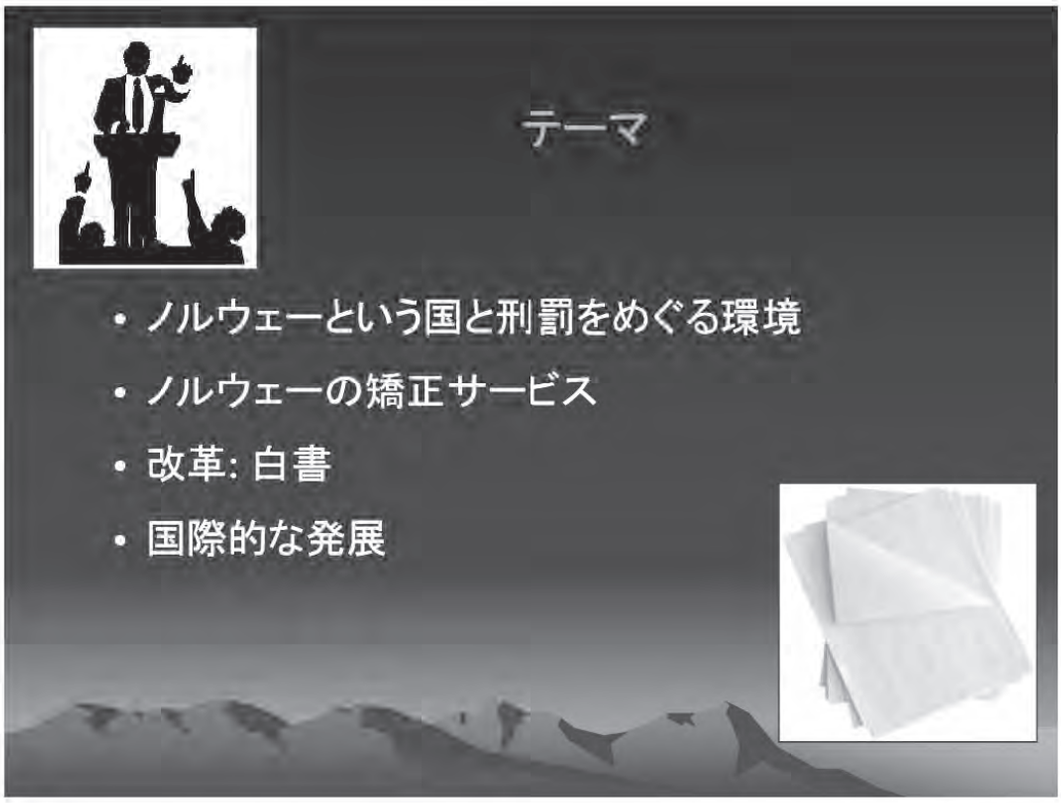
テーマ
• ノルウェーという国と刑罰をめぐる環境
• ノルウェーの矯正サービス
• 改革: 白書
• 国際的な発展

ノルウェーの地理

南北:

2,500 キロメートル

東西:

700 ～ 6 キロメートル

人口統計など

人口

323,000 km2 の国土に470万人

～ 1km2当たり14人

国民一人当たりの GDP

58,600ドル

Source: CIA World Fact Book, May 2010

拘禁率

1日平均被収容者数と人口10万人当たり被収容者数の各国比較

アメリカ	2,304,000	751
ロシア	862,000	609
グルジア	22600	514
イングランド	85,000	154
中国	1,566,000	119
ノルウェー	3,800	77
[illegible]	[illegible]	[illegible]
アイスランド	175	44

出典: ICPS World Prison Brief, May 2010

刑罰

- 社会内刑罰 7,3 %
- 罰金 55 %
- 条件付(執行猶予付)拘禁刑 24 %
- 無条件拘禁刑(実刑) 24 %

受刑者数

	2006	2007	2008	2009	2010	2011
電子監視付き自宅拘禁			130	130	150	180
通常の収容定員	3 287	3 346	3 573	3 574	3 578	3830
実際の平均収容人員	3 296	3 494	3 543	3 561	3 704	
実際の収容率 （%）	95,9	95,3	93	93	95,5	

7

未決被収容者数、外国人被収容者、平均拘禁期間 2006～2011年

	2006	2007	2008	2009	2010
未決被収容者	569	662	730	799	976
外国人被収容者	553	561	797	920	1077
平均拘禁期間	102	101	97	116	123

8

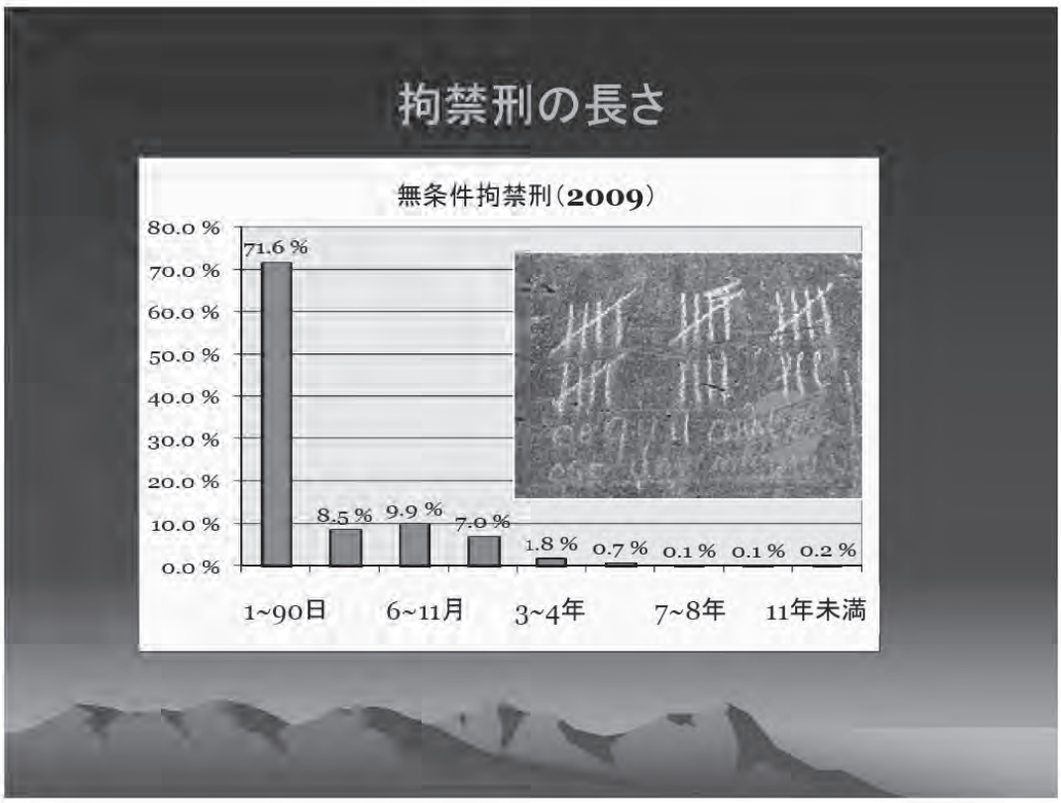

開始されたプロベーションの数 2006 – 2010年

	2006	2007	2008	2009	2010
ドラッグ・コートを伴う条件付き拘禁刑	23	31	29	21	21
飲酒運転に対するプログラムを伴う条件付き拘禁刑	474	471	489	540	531
電子監視			99	787	1 001
法16条による自宅拘禁	19	48	53	66	64
仮釈放	1 046	981	945	890	817
社会内刑罰	2 683	2 929	2 812	2 912	2 647
合計	4 245	4 460	4 427	5 216	5 081

10

ノルウェーの矯正サービス
KRIMINALOMSORGEN
国家組織
プロベーション – 刑務所

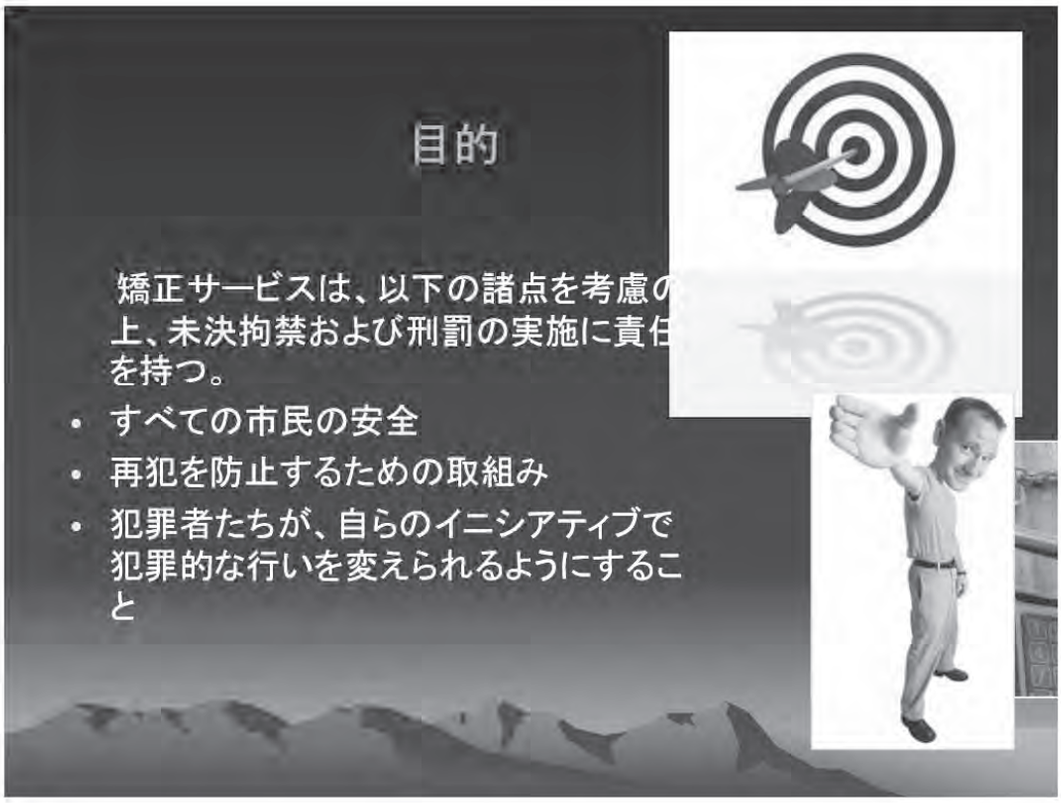
目的
矯正サービスは、以下の諸点を考慮の
上、未決拘禁および刑罰の実施に責任
を持つ。
• すべての市民の安全
• 再犯を防止するための取組み
• 犯罪者たちが、自らのイニシアティブで
犯罪的な行いを変えられるようにすること

任務

- 刑務所部門
  - 未決拘禁
  - 高セキュリティ
  - 低セキュリティ
  - ハーフウェーハウス
  - 予防拘禁
  - 刑務所外で実施される拘禁刑
- プロベーション部門
  - 社会内刑罰
  - 仮釈放
  - 社会調査報告
  - 飲酒運転者向けプログラム
  - 電子監視

組織

- 法務省における中央管理部門レベル
- 地方管区レベル: 6管区
- 地方ユニットレベル: 50 刑務所及び 44保護観察所
- スタッフ・アカデミー
- 情報通信サービス

組織

地方	刑務所	保護観察所	ユニット
北部	10	11	20
北東部	7	7	15
西部	7	8	15
東部	12	2	13
南部	13	7	20
南西部	10	5	15
	59	40	99

オスロ刑務所: 392人Mosjøen刑務所: 12　平均: 70人

スタッフ

- 約3,400人が刑務所で稼働
- 約300人が保護観察部門で 稼働
- スタッフ・アカデミー及び情報通信部門に約450人
- さらに”外部からの”サービスとして教育、医療等など

スタッフ・アカデミー

- スタッフ・アカデミー - 毎年約180名の新規刑務所職員が入所
- 保護観察職委員は様々な学問的あるいは高度の専門的バックグラウンドを持つ
- スタッフ・アカデミーでは、様々な処遇手法やプログラムついて継続研修を実施
- パーソナル・オフィサーとしての矯正職員
- 刑罰、そして将来に向けた計画

未決拘禁

- 受刑者とともに処遇し、受刑者と同様の権利

	2006	2007	2008	2009	2010
平均日数	64	67	69	68	79
新規未決被収容者	3 049	3 182	3 237	3 814	3 934
全拘禁日数に占める未決拘禁の割合（%）	18	20	22	24	28

18

外部社会との接触を保つために

- 外出
- 付き添い付き外出
- 早期釈放
- 面会

19

逃走

	2006	2007	2008	2009	2010
高セキュリティ刑務所からの逃走件数	1	3	4	4	5
高セキュリティ刑務所からの逃走（人員）	1	8	4	8	7
付き添い付き外出中の逃走 (高セキュリティ刑務所)	7	8	4	11	7
付き添い付き外出の件数 (高セキュリティ刑務所)	18 006	17 640	17 278	16 812	21 844

20

議会に対する提言
(2009年4月28日受理)
主なポイント:
• 再統合の保障
• ノーマリティの原則
• 拘禁はより少なく、代替措置はより多く
• 修復的司法

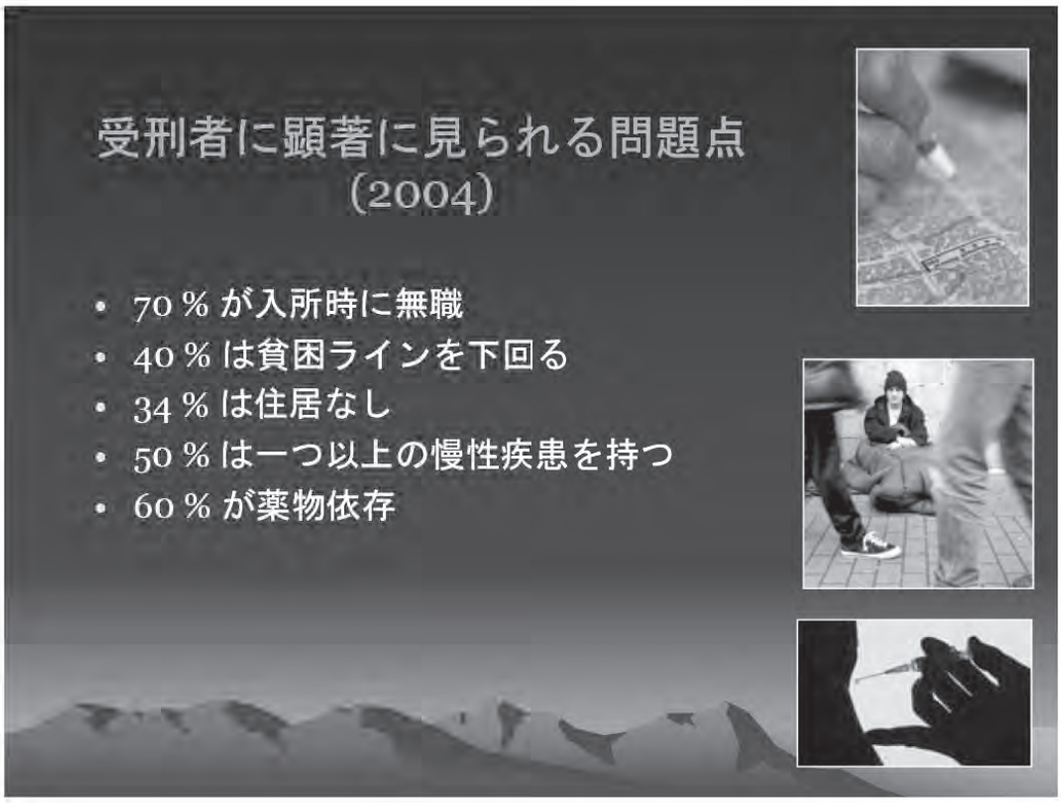
受刑者に顕著に見られる問題点
(2004)
• 70 % が入所時に無職
• 40 % は貧困ラインを下回る
• 34 % は住居なし
• 50 % は一つ以上の慢性疾患を持つ
• 60 % が薬物依存

再統合の保障
• 住居
• 収入源
• 教育
• 雇用
• 医療
• 依存症の治療
• 借金の相談
• 身元証明

再統合の保障
全閣僚の面々!

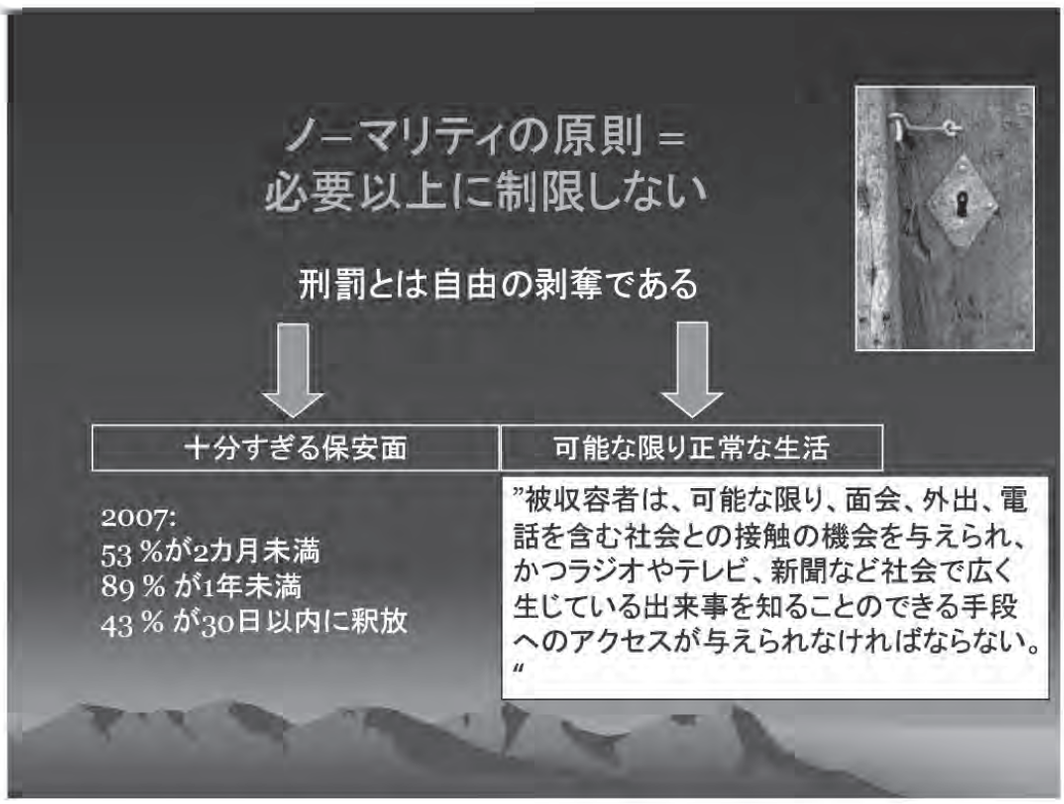
ノーマリティの原則 =
必要以上に制限しない
刑罰とは自由の剥奪である
十分すぎる保安面
可能な限り正常な生活
2007:
53 %が2カ月未満
89 % が1年未満
43 % が30日以内に釈放
”被収容者は、可能な限り、面会、外出、電話を含む社会との接触の機会を与えられ、かつラジオやテレビ、新聞など社会で広く生じている出来事を知ることのできる手段へのアクセスが与えられなければならない。“

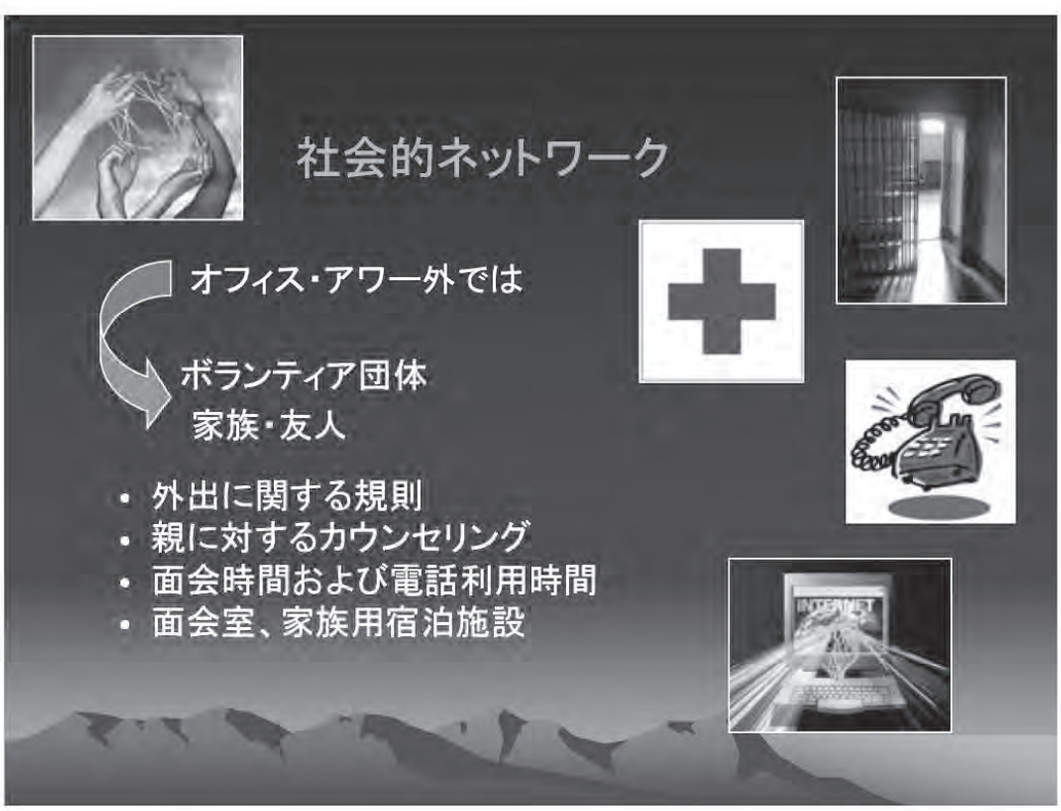
社会的ネットワーク
オフィス・アワー外では
ボランティア団体
家族・友人
• 外出に関する規則
• 親に対するカウンセリング
• 面会時間および電話利用時間
• 面会室、家族用宿泊施設
INTERNET

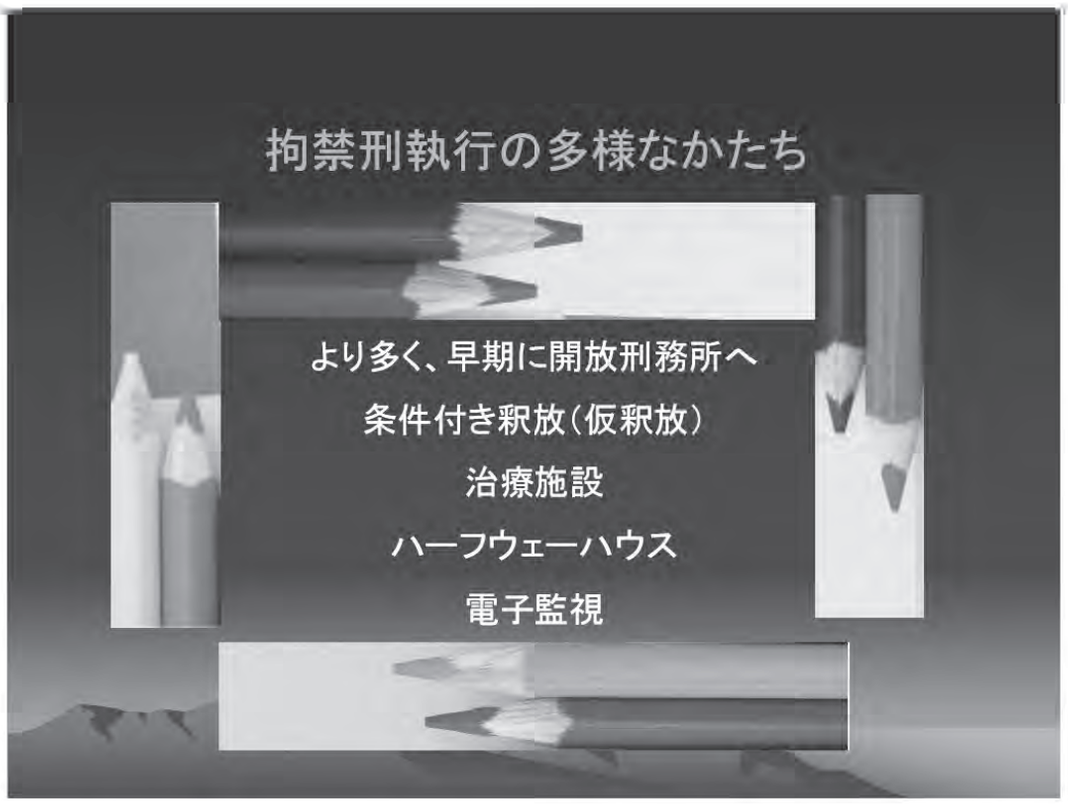
拘禁刑執行の多様なかたち
より多く、早期に開放刑務所へ
条件付き釈放（仮釈放）
治療施設
ハーフウェーハウス
電子監視

社会内制裁措置の拡大を
コミュニティ・センテンス（社会内刑罰）
飲酒運転者向けプログラム
ドラッグ・コート

被害者の声に耳を傾ける
修復的司法
• 調停はあらゆる人が利用可能に
• 紛争調停委員会との協力
• 修復的なカンファレンス
Konfliktrådet
- megling og konfliktløsning

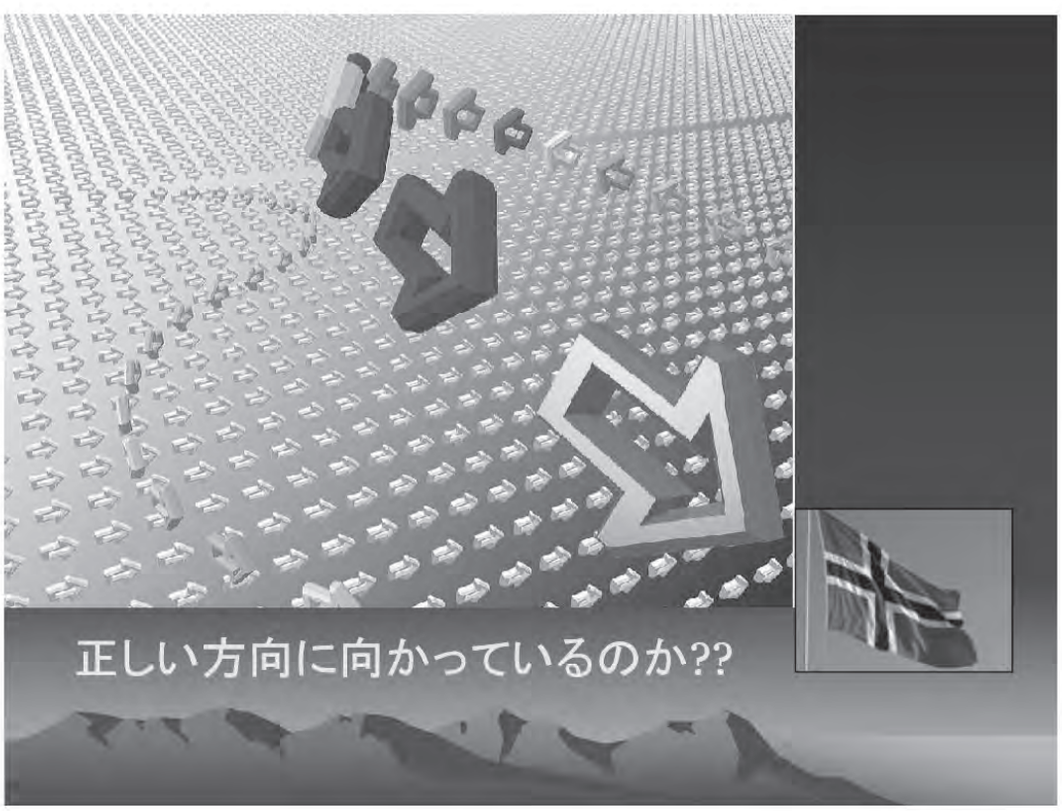
正しい方向に向かっているのか??

ご清聴ありがとうございました!
www.kriminalomsorgen.no
31

第 54 回人権擁護大会シンポジウム第 1 分科会
別冊　海外調査報告書

私たちは『犯罪』とどう向きあうべきか？
―裁判員裁判を経験して死刑のない社会を構想する―

2011 年 10 月 6 日

編　集　　日本弁護士連合会
第 54 回人権擁護大会シンポジウム第 1 分科会実行委員会
〒 100-0013　東京都千代田区霞が関 1 － 1 － 3
電話　　03-3580-9841（代表）
FAX　　03-3580-9920

印　刷　　星野精版印刷株式会社
電話　　03-3893-4611